

に不動産の信用を開通し殖産興業用の資本を増殖し以て國力を培養せんと欲せば速に勸業銀行を設立せざる可からず云々

又農工銀行創立の旨趣及法律の要領を概叙すれば左の如し  
農工の事業たる利益を永遠に期するものにして之に投したる資本は商業資本に於けるが如く一朝一夕に回収し得るものにあらず。故に農工業者の要する資本は低利長期の貸付を得るにあり。然るに今や未だ之に應ずるの金融機關なきを以て農工業者は資本供給の途なきに苦めり。日本勸業銀行にして設立せらるゝに於ては低利にして長期貸付の機關は備はるべしと雖も勸業銀行は規模稍大なる事業を目的とするを以て中産以下の農工業者が之に向て直接に資本の供給を仰くと甚だ難しとす。即ち各地の農工業者が僅少なる不動産を抵當とし耕作又は製作上に必要なる農具肥料原料器械買入等の資金の借入の如き又市町村水利組合と雖も小工事に對する資金借入の如き悉く之を勸業銀行に望むとを得ず。故に斯の如き規模の稍小なる事業に向て資金を供給すべき金融機關を設備するは今日の急務なりとす。農工

銀行は實に之が機關たり。又小農工業者の如きは物上擔保を以て其要する資本を得ること能はず唯勤儉力行以て對人信用に依るの外なし。固より對人信用たるや甚だ危険なるを以て大に注意すべき者なりと雖も今日に於て生産増加の點より考察するときは實に必要なるものなり。故に對人信用貸付は個々單獨に與へずして二十人以上の共同體に與ふるときは以て其危険を避くることを得べし。又貸付資金を集むるの方法は不動産抵當物を第一擔保とし自己の資金を第二擔保として債券を發行せしむるにあり蓋し農工銀行は其營業一地方に限り規模稍小なるを以て初めより債券の廣く流通することを期するを得ず。故に日本勸業銀行をして之を引受けしむるの途を開き以て農工銀行をして其資金を得るに顧慮する所なく容易に營業せしめんとす。而して斯の如き債券發行等の特權を與へたるは單に營利をのみ目的とするに非らずして其府縣下に於ける農工業の改良發達を計るを以て主眼とするが爲めなり。然れども其特權を濫用せしめざるが爲めには又嚴密なる監督を加へざる可からず。之を要するに農工銀行は地方に在りて中産



以下の農工業者に資金を供給するの機關にして中央機關なる日本勸業銀行と相提携し以て農工業の發達を助け其利益の普及を計るにあり。是れ農工銀行の設立を必要とする所以なり

然れども如何なる銀行と雖も創業の際には其利益多からざるは勢の止を得ざるものにして農工銀行に於ては殊に然りとす。即ち農工銀行は其性質として單に營利に偏倚せず其府縣下に於ける農工業の改良發達を計る等既に種々の義務を負擔せるを以て債券發行の特權のみにては創始の時より充分の利益を收め難きは更に疑ふ可からず。故に國庫より之に保護を與へざる可からず。是れ農工銀行補助法を設くるの必要ある所以なり云々

斯の如く此兩銀行設立の目的は農工業の改良發達の爲め長期低利の資金を供給するに在りて日本勸業銀行は中央機關とし農工銀行は地方機關として殖産興業の隆盛を計るものなり。而して日本勸業銀行は明治三十年八月二日を以て其營業を開始し農工銀行は各府縣に於て三十一年より續々其開業を見るに至れり。今や兩銀行は開業の日尙ほ久しからずと雖も前記設立の目的を以て

## 臺灣銀行

## 營業に従事せり

我邦に於て經濟上の機關稍整備したりと雖も新領土なる臺灣は内地と全く民情を異にし習慣を同ふせず。其我の領土に歸せしや僅に數年を経るに過ぎず。故に政府は此新領土の經營に向て其施設したる所既に尠なからずと雖も諸事尙ほ創始の際に屬し保安尙ほ革固を缺き信用未だ普及せざるものあり。故に所謂金融機關なるもの、設けなし。凡そ經濟上の發達富源の開發に向て金融機關の必要なるは論を俟たざる所にして臺灣に於て金融機關を設置し商業に向て金融疏通の途を開き紊亂せる幣制を整理し以て經濟上の發達を計るは最大急務なりとす。故に第十回帝國議會の協賛を経て明治三十年三月法律第三十八號を以て臺灣銀行法を制定發布せられたり。即ち同銀行設立の旨趣及法律の要領を略叙すれば左の如し

臺灣銀行は臺灣の金融機關として商工業並に公共事業に資金を融通し臺灣の富源を開發し經濟上の發達を計り尙ほ進んで營業の範圍を南清地方及南洋諸島に擴張し是等諸國の商業貿易の機關となり以て金融を調和するを以



て目的とす。今や臺灣に於て金融機關として見るべきもの甚だ微々たる景況にして金融疏通の途なきが爲め非常の高利に苦しめられ又各種の事業は本邦人の經營に係るもの甚だ稀にして概ね外人の専有する所となれり。故に此領土の人民をして金融機關の信用を悟らしめ同時に我國人が漸次に臺灣に於て事業を爲すに便益を與へ以て之を誘掖するの途を開かざるべからず。又臺灣は我本土と遠く隔離せるが故に經濟上同島の獨立を計るは最も必要にして一朝事あるに當つても能く經濟上の獨立を維持し得べき方策を施設するを要す。又臺灣に於ては内外の貨幣雜然流通し幣制殆んど紊亂の極に達せるを以て臺灣銀行をして幣制整理の任に當らしめんとす。是れ速に臺灣銀行設立を必要とする所以なりと云ふに在り

臺灣銀行法既に發布せらるゝや明治三十年十一月七日創立委員の任命ありて創立事務に着手せり。其後同法第二十三條を改正するの必要あるを認め即ち主務大臣は必要と認むるときは貸付金額及貸付方法を制限し得るのみならず無記名式一覽拂の手形發行高にも制限を加へ得ることとし三十一年六月二十

四日此改正法律を發布せり。又創立委員會は左の決議を爲し以て政府に上申し。

臺灣銀行は特に無記名式一覽拂手形發行の特權を附與せられたりと雖も臺灣は諸事創設に係り保安の道未だ鞏固ならず信用の効用未だ普及せざる所あるを以て銀行營業の困難を免がれず。殊に創立當初若干年間は相當の利益を收むるとすらも殆ど望み難く本邦人の臺灣事業に投資する頗る危険の感念を懐くの事情あり。依て銀行成立をして容易ならしめ且つ利益に乏しき創業當初の困難を輕減せんが爲め政府の保護を仰ぐを要す云々

政府は委員會の意見を容れ遂に之に保護を與ふるとに決せり。即ち其方法は一方には貳百萬圓を圓銀にて無利子貸付をなし以て主として銀行券引換の準備に充て一方には同銀行の資本金五百萬圓中政府に於て百萬圓を引受け且五箇年間此政府引受株に對する配當金を準備金に加へ以て株式募集の困難を輕減し他日の基礎を鞏固にするの目的を以て法律案を具し之を第十三回帝國議會に提出し其協賛を経て明治三十二年三月一日法律第三十五號を以て發布せ



られたり。即ち臺灣銀行補助法是れなり。又臺灣銀行の成立を容易ならしめんが爲めに同銀行法第八條を改正するの必要あるを認め改正法案を具して是れ亦第十三回帝國議會に提出したり。其要旨は凡そ左の如し

臺灣に於ては一般取引に専ら銀貨を使用するが故に金貨拂手形は其發行困難なるのみならず取引上甚だ不便なり。加之臺灣銀行は同島の金融機關として商工業並に公共事業に資金を融通し同島地方銀貨市場の商業貿易の機關となり以て金融を調和せんとす。且臺灣は經濟の程度尙ほ低く日常の取引に小貨幣を使用するに馴るゝ民俗なるを以て臺灣銀行より發行する銀行券を壹圓銀貨一枚以上のものとするの必要あり。又臺灣には内外の貨幣混淆して流通し取引上甚だ不便を感じるを以て漸次に之を統一せざるべからず。故に臺灣銀行をして銀貨引換の銀行券を發行せしめ其發行力を伸張し以て流通の便を與ふるの必要ありと云ふに在り

右の改正により臺灣銀行は五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の代りに壹圓銀貨一枚以上の銀行券を發行するの特權を得たり。爾來創立委員は設立の準

## 北海道拓殖銀行

備に従事し定款を議定し三十二年三月三十日大藏大臣の認可を得同年九月二十六日營業を開始せり。爾來事業草創に屬せるもの多きに拘らず。相當の發達をなし諸取引に於ても漸次増加し臺灣の經濟に鴻益を與へつゝあり

臺灣銀行の設立に次ぎて北海道拓殖銀行設立せられたり抑も北海道は北門の鎖鑰にして國家の富源なれば夙に之が開拓を圖り事業の進捗見るべきものありと雖も邊陲の地荒蕪に屬するものも亦少からず。故に之を開拓し事業の發達を圖るため金融機關を設け資金を供給して金融を圓滑ならしむるを目下の急務とし明治三十二年三月法律第七十六號を以て北海道拓殖銀行法を發布せられたり。該銀行の目的は農工銀行と大差なしと雖も北海道は内地と事情を異にするものあるを以て特に該法律を制定せられたり。即ち農工銀行は不動産を質とし長期の貸付をなすものなれども該銀行は右貸付の外農産物及び株券債券の抵當貸付債券の應募並預金荷爲替の取扱をなすものとせり。

右法律の發布あるや同年五月設立委員を命じて設立に關する重要な件を處理せしめ翌三十三年四月一日を以て營業を開始せり爾來著々として其歩を進



日本興業銀行

め現に北海道の事業上に至大の利便を與へつゝあり  
 本邦に於ける資金の需要は頗る大なりと雖も供給は之に應ずる能はず。是を以て各種の工業鐵道築港等事業資本の缺乏を告げ經濟の發達意の如くなる能はざるの感あり。故に株券債券等有價證券に關する特別の金融機關を設け各種證券の眞價を維持し其信用を高め流通を滑かにし以て資金の供給を裕かにし經濟の發達を企圖するの必要ありと認め明治三十二年第十三議會の開會せらるゝに及び動産銀行法案を該議會に提出したり。然るに此議會に於て衆議院よりも亦政府の保證により外資を輸入し工業資本の供給を謀らんとするの旨趣を以て日本興業銀行法案を提出せしが政府の提出したる動産銀行法案と同一の性質を具へたるものなりしを以て兩案を併せ審議に附せられしも閉會の時期切迫したるがため終に成立を見るに至らずして止めり。是を以て政府は再び同一の法案を第十四議會に提出せしに議會は銀行の名稱を修正して日本興業銀行となし且つ第十四條に債券を外國に於て募集する場合の規定は別に法律を以て之を定むる旨の但し書を加へ以て兩院を通過したり。而して

明治三十三年三月法律第七十號を以て日本興業銀行法の發布を見るに至れり。發布後設立準備に着手し終に明治三十五年四月を以て營業を開始せり  
 以上の各種銀行既に設立せられたるを以て我國に於ける銀行は大略に於て畧ほ其各種類の形態を具ふるに至りたるものと云ふべく今後に於ける銀行に關する政策は主として是等の機關の改良發達を謀るにありと云ふべきなり  
 以上我國に於ける各種銀行沿革の梗概を摘録し其行數資本金及び積立金額等に係る一覽表を左に掲出し以て總況の通覽に便す。尙其營業の景況を示さんがために左の數表を掲ぐ。

一、全國各種銀行本支店、出張所、資本金及積立金

銀行名	本店	支店及出張所	公稱資本金	拂込資本金	積立金
日本銀行	一	八	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	一五,九五〇,〇〇〇 <sup>円</sup>
横濱正金銀行	一	一三	二四〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	一八〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	九,〇三五,〇五九
日本勸業銀行	一	一	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	二五〇,〇〇〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	一三五,九二六
農工銀行	四六	一	二八,三七〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	二六,〇五〇,〇〇〇 <sup>円</sup>	七九三,一五七



銀行名	入	金	資本積立	出	金	資本積立
	圓に付		圓に付		圓に付	
北海道拓殖銀行	一		一		二〇九八四〇〇	一五、二四八
臺灣銀行	一		一〇		五、〇〇〇、〇〇〇	七、七九〇〇
普通銀行	一、八六七		一、四五七		三六五、〇三一、九〇〇	三、八六八、一六一
貯蓄銀行	七、一四		八七九		五〇、二八、三〇〇	三、四六二、二六四
總計	二、三五九		二、〇三三		五、一五六八三、二〇〇	六八、三三七、七一五
明治三十三年末	二、二七三		一、九二七		五〇、一五六五、〇七〇	五九、八八三、六二九
全三十二年末	一、九四三		一、五二二		四二、八三三、九〇九	五、六五三、二〇一
全三十一年末	一、七五二		一、三八三		三八、一三九、〇三四	四、六三三、〇八一
全三十年末	一、五〇五		一、〇〇四		三一、九五〇、六七四	三六、八〇四、五一二
全二十九年末	一、二七七		八三三		二四、六四九、二二四	五八、六六五、六七一

備考 表中△印を附するものは普通銀行の貯蓄を兼營するものなり

表中の計數は明治三十四年十二月末日現在なり

明治三十四年十二月末日

銀行名 入金 金 資本積立 出 金 資本積立

圓に付入金 圓に付入金

圓に付入金 圓に付入金

銀行名	入	金	資本積立	出	金	資本積立
	圓に付		圓に付		圓に付	
日本銀行	五、二九〇、九八六、四九四		一、一五、一五		五、二八五、〇四九、八二四	一、一五〇、二
横濱正金銀行	四、〇一五、二六七、八五九		一四、八五二		四、〇一五、二六七、四七七	一四、八五二
日本勸業銀行	二、三三三、九三、五八三		八八七		二、三三三、九三、二七三	八八七
農工銀行	七〇、六九二、二二二		二六三		七〇、五四五、六二八	二六三
北海道拓殖銀行	一四、九四一、二六九		七〇七		一四、八六八、四四四	七〇三
臺灣銀行	一八八、八〇六、九七七		一四、二一八		一八九、二四三、二九七	一四、二五二
普通銀行	一七、九四〇、三五七、九三二		六一七四		一八、〇三二、一六八、九八〇	六一、二〇二
貯蓄銀行	一、〇四九、四九八、三一九		三、一七三		一、〇四六、二五四、八五一	三、一六二
總計	二八、五九三、九四四、六三五		六、六五七		二八、六六六、七八七、七七四	六、六七四
明治三十三年	二九、五二七、二九三、七〇四		七、三四九		二九、九二〇、五三〇、四九七	七、四四七
全三十二年	二六、一四七、〇七、一五一		七、六一六		二六、一一一、五四三、〇八三	七、六〇五
全三十一年	二〇、九五三、四一〇、五五		七、〇二六		二〇、九三三、三九三、五〇八	七、〇一九
全三十年	一八、五七二、〇〇八、四三一		七、五八〇		一八、五〇一、〇七一、二七三	七、五五一
全二十九年	一四、三九三、〇二七、一七三		七、三七〇		一四、三八三、五八三、七四七	六、三六六



三、預金及借入金

明治三十四年十二月末日

銀行名	諸預金		借入金		合計
	高	殘	高	殘	
日本銀行	2,001,103,113	201,570,554	98,722,135	1,048,880,901	2,001,103,113
橫濱正金銀行	851,534,943	46,510,846	—	950,257,078	851,534,943
農工銀行	1,385,351	3,421,137	—	1,385,351	1,385,351
北海道	1,135,315	29,230	—	1,135,315	1,135,315
拓殖銀行	44,591,661	4,549,983	—	56,081,444	44,591,661
臺灣銀行	5,357,548,577	450,186,527	850,741,875	6,208,290,452	5,357,548,577
普通銀行	381,459,264	74,210,256	447,708,173	426,167,437	381,459,264
貯蓄銀行	8,651,227,233	599,255,033	1,056,661,966	9,656,889,189	8,651,227,233
總計	9,012,368,043	610,747,589	1,277,947,898	10,290,315,941	9,012,368,043
明治卅三年	7,626,400,188	610,252,298	1,121,762,150	8,748,170,333	7,626,400,188
全三十一年	6,312,065,593	398,708,003	983,974,745	7,296,040,338	6,312,065,593
全三十年	5,779,346,000	382,796,174	788,645,287	6,567,991,287	5,779,346,000

四、貸出金及預ケ金

明治三十四年十二月末日

銀行名	貸出金		預ケ金		合計
	高	殘	高	殘	
日本銀行	4,870,621,194	71,888,803	89,350,866	270,577,694	4,870,621,194
橫濱正金銀行	2,506,619,952	2,506,619,952	—	—	2,506,619,952
農工銀行	2,350,606,682	—	—	—	2,350,606,682
北海道	1,268,450,000	—	—	—	1,268,450,000
拓殖銀行	1,268,450,000	—	—	—	1,268,450,000
臺灣銀行	2,100,670,000	—	—	—	2,100,670,000
普通銀行	1,010,707,000	—	—	—	1,010,707,000
貯蓄銀行	2,717,000,000	—	—	—	2,717,000,000
總計	17,330,115,128	71,888,803	89,350,866	270,577,694	17,330,115,128
明治卅三年	15,110,110,000	—	—	—	15,110,110,000
全三十一年	13,800,000,000	—	—	—	13,800,000,000
全三十年	12,500,000,000	—	—	—	12,500,000,000



全 年 三 十 三 年	全 年 三 十 二 年	全 年 三 十 一 年	全 年 三 十 年
四,四七〇,七〇〇	四,四七〇,七〇〇	四,四七〇,七〇〇	四,四七〇,七〇〇
一,九八三,三三三	一,九八三,三三三	一,九八三,三三三	一,九八三,三三三
八,二五〇,七三三	八,二五〇,七三三	八,二五〇,七三三	八,二五〇,七三三
一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
六,六六六,六六六	六,六六六,六六六	六,六六六,六六六	六,六六六,六六六
七,七七七,七七七	七,七七七,七七七	七,七七七,七七七	七,七七七,七七七

五、送金手形及代金取立手形

明治三十四年十二月末日

銀行名	送金手形		代金取立手形	
	振出	受入	當所	他所
日本銀行	九八,九九五,七二〇	一,二六四,四〇〇	二,九八八,七二六	五,四六二,二一〇
横濱正金銀行	七二,一五九,五三四	六九,二二二,五五六	一四,二二二,五五六	三〇,三六六,二四九
臺灣銀行	一九,一〇九,五五〇	一五,五三三,六九八	三,四九三,四一五	三,八二八,五七一
普通銀行	一,三二七,七五五,八八三	一,二五三,〇〇二,八七四	三三〇,五五五,九七一	三三二,二七二,五〇二
貯蓄銀行	六八,一四五,八四七	四一,四四八,五〇一	七,四八二,二四七	七,〇二二,二六五
總計	一,五七五,一六六,五三四	一,五四五,六五八,〇〇一	三,五九一,五五六,五八一	二,七三三,〇三三,七九七
明治三十三年	一,六二五,七六七,〇九五	一,五七八,三二二,四〇一	三五九,一〇四,八六二	三三九,一五三,一三四
全三十二年	一,三七三,九五九,一九九	一,二二九,六〇五,六四八	二八二,三九〇,八四七	二〇五,四七二,二六五
全三十一年	一,〇八七,七三二,七〇六	一,〇八七,八八〇,三八六	二二六,七三三,〇〇六	一八〇,六四四,五七〇
全三十年	八九五,四二〇,〇〇八	八七九,六四四,四九〇	一四九,五七二,九二四	一一九,七二〇,六五七

備考 表中横濱正金銀行の送金手形及び代金取立手形は内國本支店に於て取扱ひたるもののみなり三十三年以前も亦同じ

六、所有有價證券及金銀在高 明治三十四年十二月三十一日

銀行名	所有有價證券		金銀在高
	國債及地方債	株式及社債	
日本銀行	四九,二二一,八三〇	三六,九九四,六五九	三〇,二六二,五九七
横濱正金銀行	一六,一四九,三〇〇	一四,〇四三,五九一	五,五五七,〇五五
日本勸業銀行			一三,五九七
農工銀行	四七,八二五	四一七,三五〇	一八九,二九六
北海道拓殖銀行	七五,〇〇〇	六六,〇〇〇	五四,五四九
臺灣銀行	二,四五七,〇五〇	二,一三七,六三四	一,五二八,四八六
普通銀行	六六,一九〇,九一三	五五,七六五,四七一	五七,二四二,一七三
貯蓄銀行	一,二四三,六八九	一〇,一三三,三三二	五六六,四一九三
總計	一四六,九九九,八〇六	一一九,五三八,〇二七	一〇〇,五二一,九四六



明治三十三年末	一三二、九六九、八三八	一一五、〇七一、九〇九	五三、五七五、四九五	五九、五四三、一九六	一〇三、六五四、九六八
全 三十二年末	一一九、六二六、五四九	一一四、八〇五、四三一	四五、一四一、五七三	五七、一四四、〇五一	一三七、〇一四、八三六
全 三十一年末	一一一、〇二八、九一五				一一四、〇四七、六四四
全 三十年末	一三三、九九三、二二四				一一二、四九三、〇七五
全 二十九年末	一一三、四九一、三二六				五九、四八八、六四〇

備考 此外三十四年には日本銀行に英貨公債券面拾九萬八千磅横濱正金銀行に外國公債實價八百貳拾參萬七千四百拾參圓普通銀行に英貨公債券面參萬磅あり

以上の諸表は第二十六次銀行營業報告による

## 第二章 手形仲買人及「デスカウント、ハウス」

### 第一節 總論

手形仲買人及「デスカウント、ハウス」の意義

銀行及び箇人より低利の資金を借入れ之を以て確實なる手形を購入し他方に

於て手形の需用者に對して其選擇せる手形に裏書をなして手形上の債務を負ひ以て之を供給するのみならず尙進んで銀行相互の間若くは銀行と箇人との間に介して資金の融通を司る機關を云ふ。蓋し其發達の初めに於ては單に手形賣買の媒介即ち手形の賣人と買人との間に立ちて手形割引の媒介をなすに止まれりと雖も漸次其發達するに伴ひ業務も擴大せられて今日に至り今や純然たる金融上の一機關として其地歩を占むるに至れり。英國に於ては此機關非常に發達し金融に資する所極めて多大なりと雖も米國の手形仲買人は未だ十分なる發達を見ず依然手形賣買の媒介者として他人の計算により其業務を營むにすぎず。翻て我國に於ける仲買業を見るに創立日尙淺く未だ十分なる發達を見ずと雖も當業者の熱心と誠實とは其業務をして日々に擴張せしめつゝあるに似たり。吾人は當業者の奮勵一番十全なる發達を遂げ英米金融市場と連絡を通じ低利の資金を吸収し以て我金融市場に於ける資金の缺乏を根本的に醫せんことを切望するものなり。

銀行は其營業の一部として手形の割引を行ふが故に手形の賣人は之を銀行

手形仲買人等の存在し得る



所以

に持参して其割引を乞ふことを得べく敢て手形賣買の媒介をなす必要なが如し然りと雖も事實は全く之れに反し英國に於ては銀行の有する手形は多くは仲買人及びデスカウント、ハウスの供給したるものにして銀行自身が其顧客より直接に割引をなすは殆んど所謂銀行手形に限り銀行の引受なき商業手形に至りては極めて善良なるもの、外は之を割引せざるの實際なり尤も之れ上流の銀行につきて云ふものにして下流の銀行は必ずしも然らざるものなきを保せず。其果して何故に然るかは少しく説明を要す。クレミア氏Mr. Cramer其著金融論Financial Theoryに於て其理由を説明して曰く

其故は單純に分業の必要より生ずるものなり。蓋し手形の割引は夫れ自身に於て一ヶ獨立の業務たり得る程特別なる知識を廣く要するものなり。即ち手形の割引に従事する者は多數商賣の經濟上及び道德上の地位を熟知せざるべからず。若し能ふべくんば彼れは如何なる人物にして其履歴は如何破産したることありや、投機事業に従事したることなきや等十分に之を探知して其支拂力の程度を判定せざるべからず。而して此ことたる

新事實ならざれば實用に適せざるが故に時々刻々敏捷に新報告を得ることに努力せざるべからず。斯の如きは多年の經驗と大なる判断力とを以て始めて得らるゝものにして實に容易の業にあらざるなり。然るに手形仲買人等は直接に利害關係を有するを以て之が探索に全力を傾注し常に周到なる注意を以て割引に従事するが故に其取扱ふ所の手形は何れも確實なるものなり。常に確實なるのみならず仲買人等は之に付て裏書保證の債務を負擔するを以て銀行が徒に煩雜なる手數と時間とを費し其顧客より直接に手形を買入るゝよりは譬へ多少割り良き利率を與ふるも仲買人等より買入るゝの寧ろ安全なるに若かざるを悟り斯くは仲買人を利用するものなり。

と。仲買人等が獨立の地歩を占め獨立の存在をなし得る所以の基礎全く茲にあり。又他の一方に於て手形仲買人等は低利の資金を利用し銀行が其顧客に對して割引するよりも低歩の利率を以て割引を行ふが故に手形を所有せるものにありても亦直に銀行に行かずして先づ手形仲買人等につきて割引を依頼



するを例とす。

### 第二節 手形仲買人及「デスカウント、ハウス」の資金、其資金の使用並に準備金

手形仲買人等の資金

「ビル、ブローカー」及び「デスカウント、ハウス」の資金は「コール、マネー」(Call Money)と預金との二種より成る

一、「コール、マネー」

「コール、マネー」とは何時にても「コール」すれば直に「マネー」となる(呼べば直に金となる)ものにして即ち通知次第何時にても返済すべしとの約束を以て放資者に對し商業手形其の他の有價證券を擔保に供し利子附にて借り入るゝ資金を云ふ。英國の銀行に於ては其顧客の定期預金及び當座勘定の残高を保てること甚だ巨額にして是等のものに對しては素より之が支拂準備として其手許に幾何かの準備金を蓄ふるは勿論英國銀行と當座勘定を開き常に巨額の残高を同行に保てりと雖も此等の金額以外に生じたる 時の剩餘金は喜んで之を手形仲買人等に對し當座

### 二、預金

貸付するを例とす是れ即ち「コール、マネー」なり。蓋し「コール、マネー」の實體は銀行の遊金及び其支拂準備等なるを以て其利子歩合の低かるべきは自然の數なり。

第二預金。英國に於ける「ビル、ブローカー」及び「デスカウント、ハウス」の内其小なるものは格別の資本を有することなく單に銀行より其遊金を借りて手形を買ひ直に之を銀行に賣りて其間に於ける差益を得るに止まると雖も其大なるものに至ては信用の基礎頗る鞏固にして嚴然たる會社組織を以て營業をなせるものあり。此等は單に銀行の遊金を借用して手形の賣買をなすのみを以て満足せず盛に公衆の預金を吸収し以て其營業に従事す。而して其預金に對しては定期と當座とに拘らず素より悉く利子を支拂ふものにして銀行の如く無利子英國に於ては當座預金に利子を附せずなる顧客の残高を利用することを得ざるは勿論其定期預金に對する利子の如きも常に銀行よりは高歩を附せざるを得ざる有様なり。故に十分に其資金を運用するにあらざれば利益を見ること能はず。



資金の使用方

此の如くして得たる資金は如何に之を使用するか。是れ次ぎに起らざるべからざる問題なり。其資金の使用方に二種あり「コール、ローン」及び「手形の割引」即ち是れなり

一、「コール、ローン」

第一「コール、ローン」。「コール、ローン」とは當座入用のために資金を需用するものに對し貸付をなすを云ふ。而して其貸付は簡便なる手續と些少の鞘開きを以て之をなすを例とす。

二、手形割引

第二手形割引。手形割引は資金使用方法中其主要なるものなることは之

を「ビル、プロイカー」等の發達の跡に稽ふるも將又之を其名稱の上より考ふるも極めて明白のことたり。而して其割引は低利の資金を利用して之をなすものなるを以て其割引料は銀行に依頼するよりも低廉なり。故に割引請求者は直に其銀行に行かずして先づ「ビル、プロイカー」等の門を敲くを例とす。手形割引に關する詳細のことは既に本編第一章第三節第一款に於て説明したるを以て茲に略す。

準備金

以上述ぶるが如く「ビル、プロイカー」等の資金は何れも利付にして殊に定期預

金の如きは銀行よりも高歩の利子を支拂はざるべからざるが故に十分に其資金を運轉するにあらざれば利益を見ること能はず。是を以て英國に於ける「ビル、プロイカー」及び「デスカウント、ハウス」は其大小如何に拘らず銀行とは異なりて其手許に多くの準備金を保てるものはあらざるなり。然るに彼等が利用せる「コール、マネー」なるものは所謂「デイ、ツイ、デー、ローン」なるものにして即ち一夜の借金なれば銀行が之を要するに當りては直に返却せざるべからず。而して英蘭銀行の利率は概して市場の利率よりも高きを常とするを以て斯の如き場合に於ては先づ他の銀行につきて融通を求めざるべからず。然りと雖も諸會社の配當期諸公債利子の支拂期、又は取引所の勘定日等其他種々の事情により市場一般に遊金を見ざるに當りては止むを得ず英蘭銀行につきて手形の割引を求め又は手形其他の證券を抵當として短期の貸付を求め以て銀行に對する返金をなすものなり。クレリア氏此場合に於ける「ビル、プロイカー」等の境遇を説明して曰く

「ビル、プロイカー」等は此場合に於ては銀行に依頼すること能はざるが故に



英蘭銀行の補助を求めざるべからず。若し其金額にして大ならんか英蘭銀行は自己の地位維持上より貸出資金に對し其利率を大抵「パーセント位引上げざるべからず。果して然らば「ビル、ブローカー」等は一方貸主に對しては五「パーセント」位の利子を支拂ひ他方其顧客に對しては三「パーセント」半若くは四「パーセント」にて手形を割引せざるべからざるが如き困難なる地位に陥らざるを得ず。

### 第三節 手形仲買人及「デスカウント、ハウス」

#### の効用並に其濫用の危険

仲買入等の効用

「ビル、ブローカー」及び「デスカウント、ハウス」の何物たるかは既に第一節に於て之を説明したり。乞ふ茲に其効用の主要なるものを述べん。

第一「ビル、ブローカー」及び「デスカウント、ハウス」は資金の疏通を圓滑ならしむる効驗あり。

(一)、「コール、マネー」として銀行の遊金及び仕拂準備を利用するを以て一方

に於ては元來庫中に埋没せらるべき資金を一國生産上に使用せしめ他方に於ては銀行をして元來利子を得能はざるべき資金に付て利子を得せしむ。

(二) 低利の資金を利用して手形割引に従事するが故に事業家をして低廉なる割引によりて容易に且つ有効に資金を得せしむ。

(三) 平素商賈の道徳上及び經濟上の地位を調査し其支拂力の程度を達觀するを以て其割引したる手形は常に確實なるのみならず更に自ら裏書保證の債務を負擔して之を供給するが故に手形の需用者をして無用の煩勞と時間とを徒費せしむるの必用なく容易に且つ安全に其慾望を満足せしむ。

(四) 「コール、マネー」と「コール、ローン」の働さによりて一時の融通のために資金を需用するものと一時の融通ならば之を運轉しても然るべき資金の所有者との間に渡しを附け其需用供給を投合し以て資金の疏通を圓滑ならしむ。



第二、「ビル、ブローカー」及び「デスカウント、ハウス」は金利を平均に近かしむるの効驗あり。

(一) 低利なる資金を借入れ些少の鞘開きを以て之を「コール、ローン」として運轉するが故に甲銀行の金利が法外に高く乙銀行の金利が法外に廉きが如き不平均は自ら之を減ずることを得べし。

(二) 確實なる手形を成るべく安價に買入れ自ら裏書保證の債務を負擔して之を其需用者に供給するが故に甲銀行の手形が案外に高く乙銀行の手形が案外に廉なるが如き不平均は自ら之を減ずることを得べき道理なり。

以上は効用の重なるものなり。其他間接の利益を擧ぐれば蓋し枚舉に遑あらざるべし。

然りと雖も利器は又其濫用を戒しめざるべからず。而して特に警しむべきものを擧ぐれば他なし。

第一、「ビル、ブローカー」及び「デスカウント、ハウス」は手形の取扱を主とするが

濫用の危険

故に爆發物取扱者の如く寸時も警戒を懈らず常に能く多數商賈の經濟上並に道徳上の地位を達觀し其支拂力の程度を判定し以て手形の良否を鑑定せざるべからず。苟も其營業に誠實を缺き手形の良否を鑑定すると能はず若くは其良否を鑑別するも他との競争上徒に取引高を多からしめんとして手形の玉石を混淆し之が取扱をなさんか石は忽ち爆發して自己一身の生命を失ふは勿論、破片更に飛んで金融市場に爆發し人畜の死傷夥しく恐慌なる修羅の巷は是に現出せん。豈に寒心せざるべけんや。

第二、「ビル、ブローカー」及び「デスカウント、ハウス」は既に述べたるが如く資本を有するものにあらず又多くの支拂準備を有するものにあらず。故に今日の如き營業組織の下にありては公衆の預金を吸收するの極めて危険なることは言を俟たず。幸にして我國に於ける「ビル、ブローカー」中公衆の預金を取扱ふもの一人もこれなきが如しと雖も英國に於ては門戸を開放して盛に公衆の預金を吸收す。此の如きは實に「ビル、ブローカー」等をして一種の銀行業務を營ましむるものに外ならずして「ビル、ブローカー」及び「デス



カウント、ハウスの異名の下に無資本無準備の銀行を現出するに同じく一朝金融逼迫に際會せば破綻の端或は是れより生ぜん也。豈に戒しめざるべけんや。

以上は「ビル、ブローカー」及び「チスカウント、ハウス」の濫用に伴ふ危険の大なるものなり。其小なるものに至りては素より指を屈するに違あらざるべし。豈に深く恐れて慎まざるべけんや。

### 第三章 信託會社

信託會社の業務は之を分て二となすことを得。信託事務及び銀行事務即ち是れなり。銀行事務の主體としての信託會社は金融の機關なり。故に本章に所謂信託會社とは銀行業務の主體として信託會社を意味するなり。信託事務の主體としての信託會社は爰に觀察すべき範圍外に屬す。

信託會社と普通銀行との間に其業務執行上に就て二三の差異あり。試に之を指摘すれば左の如し。

本章に所謂信託會社の意義

信託會社と普通銀行との差異

第一、信託會社は割引事業に従事せず。

第二、信託會社にありては預金の運轉は概して普通銀行よりも長期にして且つ其擔保物の選擇に付てもより深き注意をなす。

第三、信託會社にありては預金の運轉に關して預金者の利害と會社の利害とは截然之を分ち會社の盛衰のために利害關係を預金者に及ぼさざることを努む。

北米合衆國に於て、信託會社の行ふ銀行業務が世人の注目を買ふに至りたるは全く近年のことに屬す。蓋し其初めに於ては單に委託動産、不動産の管理を目的として設立せられたるに過ぎざりしが其業務に附隨する事務の範圍頗る廣汎にして銀行業務を行ふに毫も差支を見ざりしを以て信託事務に附隨して便宜上銀行業務を行ふに至れり。然るに此種の銀行業務に付ては法律上毫も制限なく其活動自由自在なるを以て其利益は到底銀行と日を同ふして論ずべからざるに至り信託事業を趣旨とせし當初の目的は知らず識らずの間に變じて何時しか銀行業務を専務とするに至り茲に全く主客顛倒せられて今や信託

米國の信託會社



會社の業務は銀行業務を以て殆んど其大部分を充たさるゝに至れり。之れを千九百一年紐育市に於ける信託會社の實況に徴するに左の如し。

第一、資本金。 三千七百萬弗の資本金を有し

第二、剩餘金及び未拂配當。 八千五百萬弗の剩餘金及び未拂配當を有し

第三、預金。 預金は五億六千六百萬弗に上りて國立銀行所有の預金總額の約三分の一に該當せり。然りと雖も其預金は國立銀行の預金とは全く其性質を異にし生産事業に従事する人々の預託に係るものにあらずして寧ろ備荒貯蓄的の性質を帯ぶる預金なり。隨て信託會社の貸出方法は亦國立銀行のものと大に其趣を異にす。即ち其貸出方法の重なるものは抵當貸付及び證券に對する長期貸付なりとす。

第四、預金準備。 預金準備は悉く銀行に預託せられ其額實に八千九百萬弗に達すと雖も其手許在高は僅に六百八十萬弗にすぎず。而かも其内六百萬弗は三信託會社が預金四億八千二百萬弗に對して保有する所の額にして其他の會社は合計僅に七十四萬五千弗を有するにすぎず。

斯の如く信託會社の準備金餘りに少きに失し到底準備としての働きをなすこと能はざるに似たるを以て手許準備金の増加につきては從來屢々物議を惹起し終に紐育手形交換所の規則改正を見るに至れり。即ち改正規則に曰く

紐育手形交換所を介して手形交換の利益を享受せんと欲する信託會社は預金の五分に相當する準備を置き漸次一割より一割五分に達せしむべし。

第五、貸付。 信託會社の證券及び商業手形擔保貸付高は四億九千七百萬弗の巨額に達せり。而して「コール、ローン」につきては常に銀行と競争を試み其貸付頗る巨額に上れり。

第六、割引。 商業手形の直接割引は法律の嚴禁する所なるも裏面に於ては實際上「ビル、ブローカー」より商業手形を買入れ之れによりて手形割引の實を收め殊に國立銀行の貸出資金が手形割引以外に向へるときに當りては其買入れ一層巨額に上るを常とす。



此の如く信託會社の銀行業務が盛況を呈するの事實は其裏面に於て銀行業務が信託會社の業務中に於て如何に重要なる地位を占むるものなるかを證明するものなり。况んや絶へず銀行と競争せんと企てつゝあるの點より考ふるも將又銀行の支配人と會社の支配人と屢々其人を同ふすることあるの點より考ふるも會社の主たる業務は銀行の業務と其方針を一にするものなりと云はざるべからざるに於ておや。

#### 第四章 手形交換所

##### 第一節 交換所の性質並に其便益

手形交換所とは各銀行互に相寄り其債權を交換して其貸借を決算する所を云ふ。故に之を稱して純然たる金融の機關と云ふを得ずと雖も亦金融間接の機關たるを失はず。之れ本編に於て論究せらるゝ所以なり。

蓋し手形交換のことたる各銀行相互に其債權を交換して貸借を決済するものなるを以て現金授受の煩勞と時間とを省くのみならず之がため大に通貨の

交換所の性質  
並に其便益

使用を節するの功あり。是を以て其業務は逐日隆盛に赴き今や此の此くして交換せらるゝ債權の金高は、非常の巨額に達し千九百二年中倫敦交換所に於ける交換高は百億二千八百七十四萬二千「ポンド」に及び明治三十六年中東京交換所に於ける交換高亦十五億六千二百六十三萬七千九百五十三圓に及び。實に之れ驚くべきの巨額ならずや。而して若し交換所の便なきものとすれば此巨額の取引は皆現金を以て之をなさざるを得ず。然るに英國の通貨は正貨紙幣合計約二億「ポンド」にして我國の通貨亦正貨紙幣合計約三億圓にすぎず。是れ素より僅少の額にあらずと雖ども之を交換所の交換高に比較すれば實に九牛の一毛と云ふべきのみ。而かも英國の交換所は獨り倫敦のみにあるにあらずリ「ヴァブール、バーミンガム、マンチエスター、ニューキャッスル」等各皆交換所を有し我國亦東京の外大阪神戸京都名古屋及び横濱の各地に之を有し其交換高決して僅少にあらずるなり。由是觀此斯の如き巨額の取引は決して現金のみを以て之をなすこと能はず交換所の設置を俟て初めて之を能くし得るものと謂はざるべからず。其金融を補助し商工百般の事業を隆盛ならしむる



手形交換の手

の効驗ある誰れか之を否定するものあらんや。

今一步を進めて東京交換所に於ける交換の手續を述べん。其手續は同交換所規則第六條以下に規定せらる即ち左の如し。

第六條 組合銀行の交換方は交換すべき手形小切手一枚毎に裏書をなし交換添表に其金額及枚數を記入し其合計金額を交換差引表の貸方に記載して手形小切手と共に當交換所に持參すべし。

第七條 組合銀行の交換方は交換時間迄に當交換所へ參集し手形小切手を交換添表と共に互に交換し其受取たる金額及枚數を交換差引表の借方に記載し貸借の決算を爲し交換殘高表を作り證印の上監事へ差出すべし。

第八條 監事は交換方より差出したる殘高表の金額を點檢し書記をして交換決算簿に記入せしめ貸借合計を現はし計算の確實なるを認めたる上交換方をして交換尻振替の手續をなさしむべし。

第九條 交換決算上借方となりたる銀行は交換尻振替請求書を認め交換方記名調印して之を監事に差出し其證印を得て日本銀行へ持參し同行より

振替濟の報告書を受取監事に差出し振替濟の證印を受くべし。

第十條 交換決算上貸方となりたる銀行は交換尻振替請求書を認め交換方記名調印して之を監事に差出し其證印を得て日本銀行へ持參し交換振替濟の報告書を受取るべし

第十一條 監事は交換決算後直に總決算表を作り記名調印の上日本銀行へ差出すべし

手形小切手の交換は以上の手續によりて之を行ひ其差引殘高は日本銀行當坐勘定の貸借振替を以て結了すべきものとす。而して交換したる手形小切手の不渡り又は交換の錯誤より生ずる要求は其關係銀行の間に於て處辨すべきものとして交換所は一切其責に任せず。

第二節 萬國手形交換所

國際間の通商は今や益々其密度を加へ市場共通の傾向は愈々其勢を増長し國際貸借關係をして紛糾錯雜亂麻の如くならしむるに至れり。是に於てか國

萬國手形交換所



際貸借關係を萬國手形交換所を通じて經濟的に決算せしめんとするの議起れり。思ふに一國と他國との間に渺たる海洋を渡りて正貨を現送し以て貿易上の差額を決済するは恰も一銀行と他銀行との間に現金を受授して内國商業の貸借を平衡せしめたる往時の方法と同じく素より無用の浪費を免れず。夫れ然り斯の如きを以て若し萬國手形交換所にして設立され能ふべきものならんには其天下万民に至大の利益を與ふべきは多辯を要せずして明かなり。然りと雖ども此の如き決済法は果して政府の手によりて完全に行ひ得べきものなりや否やに就ては大に疑なき能はざるものあり。蓋し斯の如き萬國手形交換所設立は世界各國に於ける有力なる諸銀行及び他の有力なる金融機關が内國諸銀行に於て現に行ひつゝある所の決済方法と同一の方法を以て國際間の貸借を決済することの極めて利益にして且つ便利なることを自覺したる後にあらざれば到底之を行ふこと能はざるに似たり。而かも尙其之を行ふにつきては又爰に數多の困難に遭遇せざるを得ず。是れ敢て種族的及び政治的憎惡心より生ずるものにあらずと雖ども決して輕んずべからざるの困難なり。即ち

其困難たる各國幣制の相異なること、各國の商慣習が相異なるが爲めに現はるゝものにして其之を打破すること極めて難事に屬す。

### 第三節 我國に於ける交換所の沿革

大阪交換所

我國に於ける手形交換所は大阪交換所の設立を以て其嚆矢とす。蓋し大阪は關西運輸の咽喉を扼し四通八達貨物集散の都會にして其商業の盛なる素より全國に冠絶す。故に從來商賈は概ね切手々形を授受して相互の取引を決算するを慣習とせり。是を以て切手々形の行はるゝ亦他に其類を見ず。而して各銀行の本支店漸く同府内に叢立し金融の路を滑かにし取引の法を便にせし以來切手々形の商賈間に行はるゝこと更に一層の劇しきを加へ各銀行互に其店頭につきて受付をなす其繁實に云ふべからざるものあるに至れり。是に於てか各銀行は明治十二年四月を以て始めて交換所設立の議を起し倫敦及び紐育交換所の規則を參酌して申合規則を設け其年九月を以て之が創設を出願し十二月に至り終に開業を告げたり。之れ實に我國に於ける手形交換所の嚆矢



なり。爾來其業務大に擴張し取引亦漸く増加するに至れり。然るに二十九年四月日本銀行支店内に交換所を新設し其交換所は同支店に於て之を整理することゝなしたるにより舊交換所の交換高は漸次減少せしを以て舊交換所は終に同年十一月に至り解散せり。

東京交換所

東京交換所は明治二十年十二月手形取引所の附屬として其交換を試みたるに始まり爾來其成績の見るべきものなきにあらざりしも其組織方法未だ完全を得ず。加ふるに切手々形の取引は益々頻繁を加へ隨て各銀行の交渉勘定漸く複雑に赴き且つ日本銀行は市場の中心に立ちて金融調理の任に當れり。故に各銀行は何れも日本銀行に對して多少の勘定を有せざるものなきを以て交換所決算の法も亦交換所小切手を振出すが如き姑息の法を要せず恰も英蘭銀行の倫敦交換所に於けるが如く日本銀行の帳簿上に於て交換所決算を整理せしむるの便利且つ正確なるに如かずとなし東京交換所は遂に一大革新をなすに決し舊交換所は明治二十四年二月二十八日限り之を廢止し更に第一國立銀行外十行發起となり日本銀行の同意を得て新に交換所を組織し之を東京交

神戸交換所

換所と稱して東京銀行集會所内に設置し二十四年三月一日より實施せり。爾來其交換高は益々増進し大に信用取引の發達を助長せんとするに至れり。神戸交換所は明治三十年七月一日の開始に係り假りに横濱正金銀行神戸支店内に之を設置し其目的は交換所組合銀行中に於て日々收入せる各種手形小切手を交換決算するにあり。而して其差引殘高は正金銀行神戸支店の當坐勘定の貸借振替を以て決済するものとす。又交換所に於て交換したる手形小切手の不渡又は交換の錯誤より生ずる要求は總て其關係銀行間に於て處理することゝせり。

京都交換所

京都交換所は明治三十一年一月十五日の創立に係り交換所組合銀行中に於て日々收入したる各種の手形小切手を交換決算する所にして其差引殘高は日本銀行當坐勘定の貸借振替を以て決済することゝなし交換したる手形小切手の不渡又は交換の錯誤より生ずる要求は總て關係銀行の間に於て處辨すべきものとす。

横濱交換所  
名古屋交換所

其他横濱交換所は明治三十三年二月の創立に係り名古屋交換所は三十五年



九月の創立に係る。  
 今左に大阪、東京、京都、神戸、横濱及び名古屋の六交換所に於ける累年交換高を表示して其景況を示さん。

六交換所累年交換高表

年次	大阪	東京	神戸	京都	都	横	濱	名古屋
明治十三年	三五、九一八、八五三							
同十四年	四五、二四一、七九四							
同十五年	四六、四八七、五〇五							
同十六年	三一、四三五、八七一							
同十七年	二二、六五六、〇六五							
同十八年	一七、七三七、二〇七							
同十九年	二二、〇七四、六九四							
同二十年	二四、〇七二、一六三							
同二十一年	二八、八九八、八九九							

明治廿二年	三四、一八七、一五〇	一九、五五九、四〇一						
同二十三年	三七、二四七、七七七	二〇、二〇六、〇九三						
同二十四年	三九、一二二、四八一	六四、七九五、三〇六						
同二十五年	四九、六一〇、〇四八	一一三、五七六、五七七						
同二十六年	六三、六〇〇、六六一	一四八、〇一八、八七一						
同二十七年	六七、五四三、八〇五	一八五、五九七、五〇〇						
同二十八年	七九、六五四、一七	二八九、一〇二、四二五						
同二十九年	一三八、四〇九、三三三	四一七、四二五、五〇八						
同三十年	一六〇、九六七、四七六	五五二、八九〇、二一一	二七、六三三、一六七					
同三十一年	二二五、九八〇、八二八	七九〇、二四七、四五六	一〇〇、八四三、一九	六九、〇三四、〇三四				
同三十二年	三七六、八五三、二七六	一〇九五、八〇五、四一六	一一五、九一四、三七九	一三三、六一六、九五四				
同三十三年	五二三、五五二、七四三	一、四〇五、四四九、六六三	一六八、三二八、七六七	一六七、五六六、四四〇	三四八、三〇六、七七三			
同三十四年	五二八、一二三、〇八三	一、一六八、七〇二、〇七八	二〇二、六五三、八五三	一四五、九〇五、一八二	三九〇、五一六、六〇七			
同三十五年	六六三、六五九、三〇五	一、三五〇、七九一、〇六六	二五一、六五六、九二七	一五五、九五七、〇一五	四一六、二六五、七五	四三〇、八三、〇八六		



同二十六年

八三二、三八七、〇七六

一、五六二、六三七、九五三

四二二、一四八、七四九

一六七、九八六、三五六

四九一、七九一、七七四

一、二八二、〇六三、七二二

備考。二十九年大阪の交換高は新舊交換所の交換高を合算したるものなり。

東京は二十年十二月手形交換を開始せりと雖も其毎月交換高は二十二年一月より報告せり故に今年以降の交換高を掲ぐ。

本表は大藏省の調査によるものなり。

### 第五章 金融救済聯盟

金融救済聯盟の意義

金融救済聯盟とは金融市場に變調を來たし非常の逼迫を招きたるときに際し大に資金を市場に供給し金利の無謀なる騰貴を抑へて金融市場の安固を計らんがために組織せられたる團體を云ふ。故に此聯盟は金融上の豫防的救済的機關にして純然たる金融直接の機關にはあらざるなり。

其効驗

金融救済聯盟は豫防的機關として金融上に偉大の効驗あること赫々として掩ふべからざるものあり。千九百二十年十二月紐育の金融市場變調を呈し資金

紐育金融救済聯盟

の缺乏漸く加はり金利無謀に騰貴せんとせる際に當り偶々モルガン、ペーカー及びステイルマン諸氏によりて組織せられたる此種の聯盟發表せられたため大に市場の人意を強ふし大逼迫の災を免れしむることを得たり。

今千九百三年一月三日發刊の「ニューヨーク、コンマーションヤル、クロニクル」の記載する所に従ひモルガン一派の組織に係る金融救済聯盟の内容を畧述すれば左の如し。

第一、救済資金。市場救済の用に供すべき資金は五千萬弗にして聯盟諸銀行は左の金額を限度として出資すべきことを誓へり。

五百萬弗宛 紐育第一國立銀行。モルガン商會。

五百萬弗宛 「ナシヨナル、シチ」銀行。「チエース」國立銀行。

五百萬弗宛 「ナシヨナル、コンマース」銀行。「パーク」國立銀行。

五百萬弗宛 「ウエスタイン」國立銀行。「ハノーヴァー」國立銀行。

二百萬弗 「コイン、エキスチエンデ」銀行。

百萬弗宛 「ケミカル」銀行。紐育國立銀行。



此外尙百萬弗乃至五百萬弗の出資を承諾せし數銀行あり。

第二資金管理使用者。 右資金の管理使用の任に當るものは此聯盟の主唱者たる左の三氏なり。

「モルガン」商會主

ジエト、ピアポンド、モルガン

第一國立銀行頭取

デヨード、エフ、ペーカー

「ナショナル、シチ」銀行頭取

ジエームス、ステイルマン

第三目的。 聯盟の目的は故紐育手形交換所委員長タツベン氏の設立したる聯盟の例に倣へ一朝金融其調和を失し非常の逼迫を來たすに際し聯盟の資金を市場に供給して金利の暴騰を抑へ以て市場の安固を計らんとするにあり。

斯くして組織せられたる聯盟は千九百二年十二月十五日を以て公表せられたり。蓋し此計畫にして十分なる運用を見るに至らんか其金融上に與ふる効驗決して尠少にあらざるなり。

貨幣  
硬貨

### 第四編 金融の手段

#### 第一章 貨幣

##### 第一節 硬貨

貨幣の觀念、其職分及び職分を行ふにつき具備せざるべからざる特性即ち貨幣に要する實體上の條件等を論究するは本章の目的とする所にあらず。而かも是等は夙に世人の熟知する所なるを以て之を省き茲には貨幣に要する法律上の條件即ち貨幣に對する國家の職分を論ぜんとす。蓋し貨幣に對する國家の働きは二様の方面に於て行はる。即ち一は如何なる物を以て貨幣となすべきやを決定し一は貨幣各箇の技術上の關係即ち品位及び量目等は如何にすべきやを決定するものなり。前者を本位(Standard)の制定と云ひ後者を鑄貨制度(Coinage System)と云ふ。乞ふ歎を逐ふて之れを説明せん



本位の制定

### 第一款 本位の制定

本位の制定とは何を貨幣となすべきやを決定するものにして此決定が金のみに限らるゝときは之を金本位と云ひ(Gold Standard)銀のみに限らるゝときは之を銀本位と云ひ(Silver Standard)兩金屬を一定の比價により同時に使用するときは之を複本位(Double Standard)又はBimetallismと云ふ。而して本位貨幣とは國家が貨幣として其數量に於て無制限に通用し得べきことを認許したるものを云ふ。故に本位貨幣の鑄造は必ずや自由ならざるべからず。自由鑄造を許さずして法定價格に従ひ無制限に其支拂を認許するときは之を跛本位(Bipolar Standard)と云ふ。我國に於て貨幣法實施後一時圓銀の無制限通用を許し而かも自由鑄造を許さざりしが如きは全く跛本位にして當時に於ける我國の幣制は跛的金本位たりしなり。

今千七百八十七年以降各國貨幣制度の變遷を畧示すれば左の如し。

一七八七年 北米合衆國は金一銀十五<sup>1</sup>/<sub>16</sub>の比價を以て金銀複本位を採用す

各國貨幣制度の變遷

一七九二年 北米合衆國は金一銀十五と改正す

一八〇三年 佛國は金一銀十五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>の比價を以て金銀複本位を採用す

一八一〇年 露國は金一銀十五の比價を以て銀單本位を採用す

一八一六年 英國は從來の金本位を多少改正して金單本位を採用す

同 年 和蘭は金一銀十五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>を改正して銀十五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>とす

一八三二年 白耳義は金銀複本位を採用す

一八三四年 北米合衆國は金一銀十六と改正す

一八三五年 印度は金一銀十六の比價を以て銀本位を採用す

一八四四年 土耳其は金一銀十五<sup>1</sup>/<sub>4</sub>の比價を以て金銀複本位を採用す

一八四七年 和蘭は銀單本位を採用す

一八四八年 西班牙は金一銀十六の比價を改正して銀十五七七となす

一八五〇年 瑞西は金一銀十五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>を以て複本位制を採用す

一八五四年 葡萄牙は銀本位を改正して金本位とす

一八五七年 獨逸は奧國と貨幣制度の條約を結び銀本位を採用す



一八六二年 伊太利は金一銀十五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>の比價を以て金銀複本位制を採用す  
 一八六五年 佛國白耳義伊太利瑞西の四ヶ國は羅甸同盟を組織す  
 一八六八年 希臘は羅甸同盟に加入す  
 同 年 西班牙及ルーマニヤの二國は羅甸同盟に加入す  
 一八七一年 獨逸は金本位を採用す  
 同 年 日本は金一銀十六、一四の比價を以て金銀複本位を採用す  
 一八七三年 北米合衆國は複本位を改正して金單本位となす  
 同 年 和蘭は銀貨の鑄造を廢止す  
 同 年 丁抹瑞典及び挪威は金本位を採用す  
 同 年 獨逸は銀貨を買收す  
 一八七五年 佛國白耳義伊太利瑞西の四ヶ國は銀貨鑄造を廢止す  
 同 年 丁抹は海外殖民地のために銀貨鑄造を廢止す  
 一八七六年 和蘭は金一銀十五、六二の比價を以て金銀複本位を採用す但し銀貨鑄造を停止す

一八七七年 芬蘭は金貨本位を採用す  
 一八七八年 北米合衆國はブランド條例を制定し金銀複本位に復す  
 同 年 西班牙は銀貨鑄造を廢止す  
 一八七九年 埃、洪は銀貨鑄造を廢止す  
 同 年 獨逸は一八七三年以來實施せし銀の買收を停止す  
 一八八五年 埃及は金本位を採用す  
 同 年 北米合衆國は銀貨鑄造を廢止す  
 一八八六年 露國は貨幣鑄造制度を改正せり  
 一八九〇年 北米合衆國はブランド氏の鑄銀條例を廢止し更に「シャーマン」條例を制定し銀購入を實行す  
 同 年 ルーマニヤは金本位を採用す  
 一八九一年 チュニスは金本位を採用す  
 一八九二年 埃、洪は金本位を採用す。而して從來使用し來りしものは三十二年の後に於て金貨と引換ることゝす



金貨本位主義の勢力

一八九三年 印度は銀貨の自由鑄造を廢止す  
 同 年 北米合衆國は「シャーマン」條例を廢止して銀購入を停止す  
 同 年 露國は銀貨の鑄造を廢止し金貨一億留を鑄造することを定む  
 一八九五年 智利は金貨本位を採用す  
 一八九六年 コスタリカ國は金貨本位を採用す  
 一八九七年 日本は金貨本位を採用す  
 同 年 露國は金貨本位を採用す  
 一八九九年 印度は金貨本位を採用す

以上示す所によりて明かなる如く獨逸が千八百七十一年普佛戰爭に勝利を得て金貨本位を採用せし以來金單本位主義は翕然として世界を風靡し各國をして銀貨の鑄造を停止せしむるに至り遂に金貨をして國際的貨幣たるの資格を享有せしむるに至れり。事茲に至らば世界の貨幣制度としてならば格別苟も一國の貨幣政策としては萬國共通の金本位を採用するの外最早他に途なきものゝ如し。何となれば金銀複本位制を採るの國に於て一たび金價の騰貴に

遇はんか「グレシヤム」の法則(Gresham's Law)即ち善貨は惡貨のために驅逐せらるると云ふ法則は茲に其働きを現はし善貨たる金貨は續々外國に流出して惡貨たる銀貨獨り内國市場に流通し法律上の複本位は事實上の銀單本位となり物價は騰貴し輸入は超過し正貨は濫出し金融は閉塞して事業萎靡し百弊併ひ生じて其抵止する所を知らざるに至るべきを以てなり。宜なる哉彼の複本位制を以て有名なる羅甸同盟の如きも實驗上其不利に懲り本位銀貨の鑄造を停止し以て事實上の金本位制を採るや。

蓋し單複何れの本位を以て可とすべきやの問題殊に金本位と金銀複本位との優劣如何の問題は從來學者及び實際家の間に論争頗る激烈を極めたり。然りと雖も今や既に定論あり復た之を論ずるを要せず。金銀複本位論者が口を極めて誇張する彼の相互補償作用(Compensatory Action)の如きは萬國複本位同盟の成立するにあらざる以上は到底望むべからざるの空想たるにすぎざるなり。而かも各國貨幣の状態を異にする今日に於て萬國複本位同盟の條約を締結するが如きは互に利害の衝突ありて到底成功すべからざるものなるに似たり。



價格の單位の  
制定

近來世界の二大銀國の一たる清國が方今の風潮に鑑みる所あり跛的金本位制を採用せんと計畫しつゝありと聞く。蓋し金の準備十分ならず銀貨の處分難く生計の程度高からざる清國の如きに於ては跛的金本位制を採用し本位金貨と補助貨との外に從來の銀貨を使用し其鑄造の自由を許さず而かも無制限に其通用を許すは極めて策の得たるものなることを信ぜんと欲す。

本位の大小即ち價格の單位を制定するに當りては能く一國生計の程度に注意せざるべからず。我貨幣法は其第二條に於て

純金の量目二分を以て價格の單位となし之を圓と稱す

と規定し以て圓を價格の單位とす。英國に於ては「パウンド」を單位とし佛國にては「フラン」獨逸にては「マルク」清國にては「兩」米國にては「ドル」を單位とし其他數ふるに違あらず。之れ皆一國生計の程度又は沿革上の理由により定むるものなり。思ふに價格の單位高きに失せんか奢侈の弊風を助長し低きに失せんか支拂に不便を感じしむ。故に之が制定に當りては深く意を用ゐざるべからざるなり。

鑄貨制度

## 第二款 鑄貨制度

第一品位及び量目。元來貨幣は其價貴きものは小額の取引を行ふに難く其價低きものは巨額の取引を行ふに不便なり。故に本位貨をして巨額の取引に預らしめ之と同時に小額の取引に當らしむる補助貨を制定するの要あり。補助貨は價格の標準となるものにあらず只流通に便することを其主眼とするが故に其造幣價格と市場價格との間に差異あるは當然のことに屬す。若し二者をして相近からしめんか些少なる市價の變動忽ち市場價格をして造幣價格の上にあらしめ従て其補助貨を鑄潰し地金として取扱はしむるに至り一方に於て補助貨市場に跡を斷ち甚しき不便を來たし他方に於て政府は鑄造費の損失を被むらざるべからず。故に其造幣價格は必ずや市場價格と其間に差異を存せしめざるべからず。而して補助貨の實價刪減に就て二方法あり一は其量目を減じ一は品位を落すこと即ち之れなり。然りと雖も量目を減ずるときは銀の如きは形狀小に過ぎて取扱に便ならず。加之流通の



迅速なるは小貨幣にあるを以て磨損の度も自ら強く量目を減ずるは到底品位を落すの便なるに若かざるなり。之れに反して本位貨は巨額の取引に使用せられ殊に價格の標準となるを以て其品位量目の如きは極めて精密なるを要し決して輕々しく加減すべきものにあらざるなり。故に我國を初め歐米諸國に於ては本位は九百位にして補助銀貨は之を八百位とす。即ち我貨幣法に曰く

第五條 貨幣の品位は左の如し

- 一 金貨幣 純金九百分參和銅一百分
- 二 銀貨幣 純銀八百分參和銅二百分
- 三 白銅貨幣 「ニッケル」二百五十分參和銅七百五十分
- 四 青銅貨幣 銅九百五十分錫四十分亞鉛十分

第六條 貨幣の量目は左の如し

- 一 二十圓金貨幣 四匁四分四厘四毛四十六<sub>六</sub>グラム<sub>六六六五</sub>
- 二 十圓金貨幣 二匁二分二厘二毛二<sub>八</sub>グラム<sub>三三三三三</sub>

三 五圓金貨幣 一匁一分一厘一毛一<sub>四</sub>グラム<sub>一六六六六</sub>

四 五十錢銀貨幣 三匁五分九厘四毛二十三<sub>三</sub>グラム<sub>四七八三</sub>

五 二十錢銀貨幣 一匁四分三厘七毛七<sub>五</sub>グラム<sub>三九一四</sub>

六 十錢銀貨幣 七分一厘八毛八<sub>二</sub>グラム<sub>六九五五</sub>

七 白銅貨幣 一匁二分四厘四毛一<sub>四</sub>グラム<sub>六六五四</sub>

八 一錢青銅貨幣 一匁九分〇厘〇毛八<sub>七</sub>グラム<sub>二二八〇</sub>

九 五厘青銅貨幣 九分五厘〇毛四<sub>三</sub>グラム<sub>五六四〇</sub>

第二公差。 貨幣の品位及び其量目は以上の如く法律を以て之を規定すと雖も多數の貨幣をして法定の品位と量目とに毫も差異なからしむるを期するが如きは如何に學術技藝の進歩を経るも到底なし得べからざるのことに屬す。是を以て其上下に於て細微なる差異を容恕するは蓋し當然のことにして此容恕は即ち貨幣法の所謂公差なるものなり。其程度は技術を以て故意に貨幣の品質を上下し能はざるの程度に止めざるべからず。我貨幣法は品位即ち純分の公差は之を其第九條に規定し量目の公差は之れを其第十條に



規定す即ち左の如し。

第九條 金銀貨幣純分の公差は金貨幣は一千分の一銀貨幣は一千分の三とす。

第十條 金銀貨幣量目の公差は左の如し

- 一 金貨幣二十圓は每片八毛六四〇グラム〇三二四〇一千枚毎に八分三厘(三)グラム一・二五〇。十圓は每片六毛〇五〇グラム〇二二六九一千枚毎に六分二厘(二)グラム三二五〇〇。五圓は每片四毛三二〇グラム〇一六二〇一千枚毎に四分一厘(一)グラム五三七五〇とす。
- 二 銀貨幣は各種共每片二厘五毛九二〇グラム〇九七二〇。五十錢銀貨幣は一千枚毎に一匁二分四厘四(四)グラム六五〇〇〇。二十錢銀貨幣は一千枚毎に八分三厘(三)グラム一・二五〇。十錢銀貨幣は一千枚毎に四分一厘(一)グラム五三七五〇とす。

第三補助貨の法式。 補助貨の法式に三あり折半法式、十二進法式及び十進法式即ち之れなり。

(一) 折半法式。 此法式は價格の單位例へは圓を折半して五十錢貨を造り之を更に折半して二十五錢貨を造るが如き法式にして尙進んで二十五錢を折半すれば十二錢五厘と云ふが如き不便なる分數を生じ小貨を造るに便ならざるの欠點あり。

(二) 十二進法式。 此法式は因子を含むこと最も多く一、二、三、四及び六は皆十二の中に包含せらるゝを以て數の選擇につきては極めて便利なるが如しと雖ども市場の常に以て便利なりとする十及び五を得ること能はざるの欠點あり。

(三) 十進法式。 此法式は一、二、五、十、二十、五十と云ふが如き便利なる數を得頗る實用に適すと雖ども若し世人にして三、六、二十五と云ふが如き數を便とするの實あるときは之を得ること能はざるの不便あり。之を要するに一法式を固執するは決して策の得たるものにあらず。宜しく數法式を折衷し其短を捨て、其長を採り以て流通に便なるが如くに鑄造せざるべからず。



紙幣

第四、鑄出する所の實貨につきての注意。鑄出する所の實貨につきては如何なる注意を要すべきやの問題は貨幣政策上極めて緊要の問題なり。乞ふ其重なるものを列舉せん。

(一) 贋造を防ぐ様鑄出することに注意せざるべからず。  
 (二) 盜削を防ぐ様鑄出せざるべからず。  
 (三) 正當なる磨損を防ぐ様鑄出せざるべからず。  
 (四) 造幣費を少くする様鑄出せざるべからず。  
 (五) 同種の金屬を以てする二以上の貨幣に於て各自の量目貨面價格に對する比例は同比例を保つ様鑄出せざるべからず。

### 第二節 紙幣

紙幣發行の方法は其數極めて多く擧げて敷ふべからずと雖も試に其重なるものを擧ぐれば左の如し

- 第一 金銀準備法      Simple Deposit Method

金銀準備法

- 第二 金銀一部準備法      Partial Deposit Method
  - 第三 準備比例法      Proportional Reserve Method
  - 第四 不動産準備法      Real Property Reserve Method
  - 第五 證券準備法      Documentary Reserve Method
  - 第六 制限屈伸法      Elastic Limit Method
  - 第七 自由發行法      Free Issue System
  - 第八 不換紙幣      Inconvertible Paper Money
- 乞ふ順を逐ふて少して之を説明せん

### 第一款 金銀準備法

金銀準備法は往時伊太利の商業都市に盛に行はれたるの故を以て一名往時の以太利法と稱せらる。此方法は準備となるべき金銀の有高まで紙幣を發行することを許すものなり。蓋し此方法たる紙幣の發行高と其準備たる金銀在高とを均しくするものなるを以て其の確實なること之れに及ぶものなかるべ



し。然りと雖も元來準備なるものは時變に際し之に應ずるの用に供するものなれば事業圓滑にして信用厚く世靜なるときに於ては敢て其必用を見ず隨て此方法たる空しく巨額の正貨を死守して之を銀行の倉庫に埋没せしむるものなり。斯の如きは實に無用の業にして其高だけは生産事業に之れを使用すること能はず銀行の運轉資力は紙幣發行の爲めに毫も増加すること能はざるの欠點あり。而かも正貨は其利用により相當の利子を生ずるものなるが故に銀行者に於ても容易に交換の請求なき巨額の正貨を眼前に積み之を死守するの頗る迂遠の業たるを思ひ密に利殖の途を講じ自己の懷中を暖むるものなきを保せず。千七百九十五年に於けるアムステルダム銀行の實況は實に其好適例なり。之れ素より當事者其ものゝ罪にして制度其ものゝ罪にあらざるが故に政府の監督其宜しきを得ば敢て此の如き不始末を現出するに至らざるべしと雖も玉を抱て罪を犯すは人間の弱點なるを以て君子國は須らく危きに近よらざるの制度を採るべきなり。加ふるに金銀準備法は信用紊亂して恐慌の災起るに際し銀行其信用を使用し之を救濟するの術を施すこと能はざるの欠點

金銀一部準備法

あり

### 第二款 金銀一部準備法

金銀一部準備法とは或る一定の金額までは金銀準備なしに紙幣を發行することを許し此定額を超過する發行高に對しては其高に相應する金銀準備を要するものを云ふ。英國は千八百四十四年の銀行條例により此方法を採用す。即ち英蘭銀行の正貨準備を要せずして發行をなし得る紙幣は千八百四十五萬「ポンド」にして此額以上の發行をなすには其高に相當する正貨を引當とするにあらざれば之を發行することを得ず。而して其法定發行額及び保有準備金額より以上の發行をなすことは法律に違反するにあらざるよりは到底之を行ふことを得ざるなり。此の如く英蘭銀行の發行力に制限を設くるの一事は是れ恐慌を増大ならしむる所以の大原因なり。コナント氏其近世發行の銀行歴史に論じて曰く

紙幣發行力の限度に伸縮性を設くることは恐慌に臨みて之を鎮靜するに



有力なる武器なりとす。千八百四十七年、千八百五十七年及び千八百六十六年の英國に於ける千八百九十三年の合衆國に於ける金融の逼迫を招き恐慌を惹起せしめたる所以のものは必竟嚴重なる發行限度の存するがために外ならず。英國に於て銀行條例を停止し米國に於て交換所證券及び證券切手を發行するが如きは共に嚴重なる發行限度を撤去する所以にして其金融機關をして健全なる状態に復歸せしむるに於て裨益する所鮮少にあらざるべし。

と實に此發行方法の如きは事嚴に過ぎて以て變通の道を失ひ以て豫め市場の狼狽恐慌を防ぐに足らず。其既に起るに際しては之を鎮靜するに由なく只僅に銀行條例を停止し制限外發行をなし以て漸く恐慌を鎮め得るに過ぎず。未だ以て完全なる發行方法と稱するを得ざるなり。

### 第三款 準備比例法

準備比例法とは正貨準備高に比例して紙幣の發行高を増減せしむるものを

準備比例法

云ふ。即ち正貨準備高の三倍若しくは四倍まで紙幣の發行を許す方法を云ふ。佛蘭西及び白耳義等は此方法によりて紙幣を發行し紙幣發行高の三分の一は常に正貨準備を貯ふべきものとす。思ふに此方法たる其制頗る單純僅に金銀準備法を脱するにすぎず。平時にありては巨額の準備金を死守して之を銀行の倉庫に埋没せしめ銀行をして容易に且つ安全に得べき所の利益を得せしめず十分に資金を運轉して一國の生産事業を助くるの便を欠き。時變に際しては僅々三分の一の準備決して之を以て足れりとする事能はず。銀行をして十分に其信用を利用して以て市場の狂奔狼狽を鎮定せしむること能はざるのみならず却て之を煽動するの嫌なきにあらず。試に三百萬圓の正貨を有し之に對して九百萬圓の紙幣を發行する銀行ありとせよ。而して外國貿易若しくは其他の原因のため二百萬圓の正貨需用を來たし銀行に兌換を請求したりとせよ。銀行にして此請求に應ぜんか紙幣は七百萬圓に減少し準備は百萬圓に減少するを以て忽ち法律に違反するの止むを得ざるに至らん。若し銀行にして此請求を拒絶せんか銀行の信用茲に失墜して正貨需用の緩急を問はず



陸續兌換を請求し非常の混雑を惹起すべし。由是觀此準備比例は銀行幼稚事業盛大ならず信用の使用未だ盛ならざるの間止むを得ずして用ふべきの方法たるに過ぎざるなり。該法の張本人たる佛國の如きも多年の經驗上大に其不可なるを覺り輒近に至り非常の場合には法定比例を超過するも敢て妨げなしとなし以て實際上は古來有名なる準備比例法を廢止せり

#### 第四款 不動産準備法

不動産準備法

不動産準備法とは金銀を基礎とせず土地家屋等の不動産に基き紙幣を發行するものを云ふ。彼の有名なる「ロウイズム」(Lawism)と稱せらるるもの亦此種に屬す。「ロウイズム」とは蘇格蘭人ジョン・ローが如何なる物品と雖も苟も貨幣として必用なる性質を備ふる以上は之を其價格に等しき貨幣となすことを得べしと主張し尙此説を尋釋して遂に土地を以て紙幣の基礎となすに至れるに胚胎し所謂土地を鑄造する主義を稱するに外ならず。思ふに物の基礎なるものは其物を支ふるものなり其物と共に動搖するが如きは決して物の基礎たるこ

と能はざるなり。今夫れ不動産を以て紙幣の基礎とせんか世治まり信用確實にして其紙幣需用に超過せざれば強ち不都合を生ずることなかるべしと雖も一旦兵亂騷擾の變若しくは商業紛亂信用地に墜つるの災に遭遇せば紙幣と正貨と交換を望むもの陸續踵を接して至り而かも紙幣の基礎たる不動産は此等の時變と共に動搖して其價格を失ふべく此時に當り之を賣却して以て兌換の請求に應ぜんか必ずや非常の損失を蒙らざるを得ず。既に非常の損失を受く十分に其請求に應ずる能はざるは言を俟たず。十分に其請求に應ずること能はざらんか人心狂亂し我れ人に先ちて兌換を請求し以て銀行の未だ囊底を拂はざる前に兌換を受けんとの念慮を盛んにし雲集して以て兌換の請求をなすべし。斯の如くなれば銀行は何を以てか能く其請求に應ずるを得んや。要するに不動産は物の基礎として決して確實なるものにあらざるなり

#### 第五款 證券準備法

證券準備法

證券準備法とは政府證券若しくは其他の證券に基き紙幣を發行するを云ふ。



思ふに此方法たる不動産準備法と同じく紙幣の基礎頗る薄弱にして市場混亂し信用地に墜ち正貨の需用切實にして兌換の請求雲集する場合に於ては必ず之と共に動搖し其價格を失ふこと甚しく到底蟻集せる兌換の請求に應し以て狂奔せる市場を鎮定すること能はず却て之を煽動するの嫌あり

米國の如きは現に此法を用ひ合衆國國立銀行に紙幣發行の權を附與し公債證書を政府に預け入れしめ額面價格にて其資本金額迄紙幣を發行せしむ。此の如く紙幣を發行するには銀行の所有に係る合衆國公債證書を基礎とするを要するに公債證書は商業の繁榮に赴くに從ひ次第に減少し今や紙幣の發行力は殆んど其極に達し裏書なくして輾轉せらるべき紙幣を増加するの手段は既に竭きたるの觀あり。今其然る所以を考ふるに素より種々なる原因の湊合より來れるものなるべしと雖も試にコナント氏の説く所に從ひ其重なるものを擧ぐれば

第一は大藏省の公債買入にして是れ大藏卿が國庫に堆積せる剩餘金を市場に流出せしめんがために試みたる所の政策なり

第二は預金準備として諸洲の投資法に違ひ公債證書の需用あること

第三は公債證書の稀少なるより其市價騰貴し紙幣發行の目的を以て之を買入るゝは銀行の利益を少なからしむること

是れなり。此の如く紙幣の需用と其供給とは互に相背馳して其需用は商業の發達と共に増加するに拘らず其供給は恰も鐵環を成育すべき樹幹に筈するが如く緊縮せられたり。是を以て近年銀行家及びビル、ブローカー等は市場の須要を充たすへき資金の順當なる運動を庶幾すべからざるを見て其豫見と伎倆とを以て金融の圓滑を謀るの機なきを嘆ずるに至れるのみならず大統領ル・ズヴェルト氏をして左の宣言をなさしむるに至れり

利子の高低は商業活動の有力なる因子をなすものなり。故に金利の歩合をして金融季節の緩急其他百般社會の必要に應じて高低せしめ以て金融逼迫の惹起より生ずる正業者の損害を避けしめんがためには我幣制中に屈伸の自在力を存せしむることを必要とす。蓋し銀行は商業の自然的臣僕たるものにして各種の産業及び内外商業上に要する所の資金を供給維



持するの職任は成るべく之を銀行に負はざるべからず。而して一國の實業的利益のために常に利用せられべき額を供給するを得べき發行をなし得ることを必要とす  
と又以て此方法の完全ならざるを證するに足る

### 第六款 制限屈伸法

制限屈伸法

制限屈伸法とは或る一定の制限額までは正貨準備なしに紙幣を發行することを許し此定額を超へて發行をなさんとするときは其保有する所の正貨準備の額までは隨意に之を發行することを許し尙其以上に發行の必用あるときは増發を防ぐに足る程の租税を課し以て何程にても制限外の發行をなすことを許すものを云ふ。我國及び獨逸の現行法は此方法を採る。即ち我兌換銀行券條例第二條に於て

日本銀行は兌換銀行券發行高に對し同額の金銀貨及び地金銀を置き其引換準備に充つべし

日本銀行は前項の外特に一億二千萬圓を限り政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行することを得云々

日本銀行は市場の景況に由り流通貨幣の増加を必要と認むるときは大藏大臣の許可を得て前二項發行高の外更に政府發行公債證書大藏省證券其他確實なる證券若しくは商業手形を保證とし兌換銀行券を發行することを得此場合に於ては其發行額に對し一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべし但し其割合は其時々大藏大臣之を定む  
云々と規定し以て

第一 正貨準備に對する兌換券は假令幾何の増加を來すとも敢て恐るゝに足らざるを以て其發行額を制限せず

第二 證券準備に對するものに至りては其濫費頗る憂ふるに足るものあるが故に法律を以て其發行額を制限す。是れ英獨埃諸國の皆換を一にする所なり



第三 嚴に發行額を制限し毫も餘地を設けざる時は英國法に於けるが如く恐慌を増大ならしむるの恐れあるを以て市場紊亂大に資金の需用を増加し銀行をして商工社會の危急を救はしむるの必用あるときは特に大藏大臣の許可を得て其發行制限額を超過することを得せしめ其超過額に對しては年五分以上の發行税を納めしむ

此の如くなるを以て大藏大臣は市場の形況を察し兌換券の増發を要せずと認むるに於ては固より之を許可せざるべく又之を許可するも發行税率を定むるに當り銀行をして市場平穩に歸すれば發行高を制限以内に收縮せざるを得ざらしむるを期すべきにより斷じて濫發の弊を醸生するの恐なしと云ふを得べきなり

獨逸帝國銀行の發行方法亦之と同じく千四百五十萬磅後年二千二百五十萬磅と改正せられたりを限り正貨準備なしに紙幣を發行することを許し此制限を超過する高には盡く正貨準備を置き市場混亂し信用地に墜ち中央銀行の紙幣を要すること多きときは右の制限を超へて正貨準備なしに紙幣を發行せしめ

其超過額に對し五分の租税を徵收す。是れ蓋し銀行紙幣發行方法中最も發達したるものにして其精巧なる蓋し此者の右に出づるものなかるべし

### 第七款 自由發行法

自由發行法

自由發行法とは發行者に兌換の義務を負担せしめ自由に紙幣を發行することを許すものを云ふ。蓋し此方法たる紙幣發行額及び準備の保有額等に何等の制限を受くることなく必要に應じ自由に發行することを得極めて便利の方法たるのみならず紙幣少しく下落を示せば公衆は直ちに兌換を請求すべきを以て發行者は自衛のために其紙幣を増發するの愚をなさず理に於て頗る完全の方法たりと雖到底今日の民度之を實施するを得ず。思ふに方今人智未だ十分の發達を経たるものと云ふを得ず目下の小利により遠大の利益を過まるは人情の殆んど免る能はざる所なり。夫れ然り故を以て偶々利子歩合の高きに當り目前の小利に眩惑し慾心轉た制する能はず不知不識の間に増發に導き其之を知るに及びて紙幣發行を止むと雖も増發のために不當の獎勵を受けたる



事業は其終りを完ふすること能はざるべし。蓋し此方法たる萬世を経ると雖も苟も人情利慾の惑を脱すること能はざる以上は決して完全なる方法と云ふことを得ざるなり

不換紙幣

### 第八款 不換紙幣

不換紙幣即ち強通法とは發行者が兌換の義務を免るゝものにして其發行の體様に二あり

其一 政府又は銀行より或は政府及び銀行より特に新式の紙幣を發行し之れに合法貨幣の効力を附するもの

其二 法律を以て在來の紙幣の兌換を停止し之に合法強通力を附與する者思ふに古來諸國に於て不換紙幣を發行し多少其弊害を被ひりし所以のものは不換紙幣其ものゝ罪にあらずして實に發行の方法其宜しきを得ざるに出づる者なり。果して然らば其宜しきを得たる發行方法は如何。曰く金紙平均法と外國爲替平均法との二者を併有すると即ち是れなり。乞ふ少しく之を述べん

### 第一 金紙平均法 The Gold par Method

金紙平均法とは常に市場の情況に注意し紙幣が正貨に對し割引に落ちざる間は徐々と紙幣を發行し些少にても割引ディスカウントに落ち又は落ちんとする模様あるときは其平價に復するまで發行を停止し以て其引揚げをなす方法を云ふ

### 第二 外國爲替平均法 Regulation By Foreign Exchange

外國爲替平均法とは常に外國爲替相場に注意し些少にても外國爲替が逆戻となり又はならんとするの傾向を生じたるときは其平準を得又は順適となるまで紙幣を引揚ぐる方法を云ふ

抑も紙幣の下落するは其發行者の不信用なると發行高の過多なることによるものなるを以て苟も發行者最後の信用に疑なくんば其下落たるや必らず發行高が一國の需用點を超過したるによるものなり。故に此場合に於ては直に根柢に入りて其高を減じ以て需給の平均を復せば紙幣決して其價格を失はず物價決して騰貴するを得ず物品決して濫入すること能はざるなり。然りと雖も苟



も金紙平均法によらず市場の情況に注意せず些少の下落敢て憂ふるに足らずとなし慢然之を觀過せんか其下落は物價の騰貴を惹起し物價の騰貴は國家經濟の基礎を攪亂し輸入大に増加し輸出入は其權衡を失ひ正貨は濫出し信用の紊亂是れより生ぜん。金紙平均法の利豈鮮少なりとせんや

金紙平均法の利夫れ此の如く大なりと雖も獨り内國市場の情況のみに注意し外國爲替を不問に措くときは内訖未だ其禍を示さずと雖も知らず識らずの間に外患既に起り事外國貿易より破れ之を内國市場に及ぼすの恐あり。故に内國市場に注意すると同時に外國爲替相場に注意し些少にても外國爲替が逆戻となるの傾向を生じ又は現に逆戻となりたるときは直に紙幣を引揚げ其平準若しくは順適となるを俟て始めて引揚を止め内外相呼應して以て紙幣の發行を左右するにあらざれば未だ以て完全の方法と云ふことを得ざるなり

又内國市場の注意を缺き獨り外國爲替平均法にのみよるときは一時の輸出貿易の好況若しくは外資拂込等の一時的原因のため外國爲替順適となりたる場合に内國市場に於て紙幣既に割引に落ち居るも毫も之を意に介せず紙幣の發

行を繼續すべきを以て事内より破れ紙幣は益々下落し物價は愈々騰貴し輸出超過一變して輸入超過となり外國爲替の逆戻を醸し國家民人の禍害永く茲に伏在して救濟の策實に容易ならざるに至る

以上陳ぶる所によりて之を觀れば不換紙幣の發行は金紙平均法のみ據るを得ず又外國爲替平均法にのみ據るを得ず此兩法を併用し標準を内外に取り以て其發行を調理するにあらずんば其効用を全ふすること能はざるなり

斯くの如く金紙平均法と外國爲替平均法とを併用せば不換紙幣の發行は何等の弊害をも生ずるとなきのみならず却て至大の利益を與ふるものなり。即ち

- 一 政府が急に財源を得んとする場合に於て租税を以て之を得る能はざるか又は公債の募集を以て之を得る能はざる場合に於て巨額の財源を政府に得せしむ
- 二 政府が一般普通の利子より低利に其財を獲得することを得
- 三 國內に正貨の拂底なるに當りて暫時不換紙幣を以て其不足を補ふことを得



不換紙幣増發の弊害

然りと雖も不換紙幣は其發行者既に兌換の義務を免るゝを以て動もすれば其正に執るべきの注意を欠き又周圍の情況に抵抗するの自信なく終に不知不識の間に増發に陥るの恐あり。而して其一度増發せらるゝに於ては物價騰貴し投機を獎勵し百弊並ひ生じて底止する所を知らず其害實に恐るべきものあり。此點に關し我師田尻博士の説く所頗る詳密他に多く其類を見ざるを以て暫く借りて之が説明に供せん

第一 紙幣の發行一國の需用點を超過すれば爲めに物價を騰貴し金銀の輸出を來たし物品の輸入を獎勵し國家信用の基礎を危くす然るに不換紙幣は發行者交換の義務を有せず増發の甚だ容易なるものなれば其發行は大に之を慎まざるを得ざるなり

第二 物價騰貴に傾向すれば商賈は只金員を借入れ物品を買取り其騰貴するを待ちて之を賣却し一攫千金の利を得んと欲するは勢の免れざる所なり故に其増發は投機を獎勵し空商百出爲めに生産力を減少し大に真正の事業を妨ぐ然るに不換紙幣は其増發容易なるものなれば一度之を増發せ

ば必らず物價の騰貴を致すべし豈に恐れざるべけんや

第三 紙幣發行は其初めに當りて一時利子割引歩合を減少するにより各種の事業を膨脹し其半ば成るに及びて物價既に騰貴し當初の豫算額を以て其業を終ること能はず更に進みて貸付を請求せざるを得ず而して前陳投機のためにも貸付割引の請求を増加し物價騰貴の頂上に達すれば利子割引歩合大に増加し當初獎勵せし所の事業は之を維持する能はず半成の事業は前後に斃れ天下の資本勞力を徒費し生産分配の業衰退して紙幣は市場に滿ち百業萎靡して振はず國力の退歩を來たすの恐あり

第四 正貨は其需用に隨ひ出入張弛自在の彈力を有し能く物價を量るを得るものなりと雖も紙幣は其供給需用に超過するに當りて國境を越へて他國に出づること能はず故に發行其法を得ず發行者活眼の明を缺くに於ては紙幣は其需用に伴ひて屈伸する能はず却て取引の繁閑物品の供給の多少によりて其價格即ち購買力を増減し物價爲めに動搖し貿易は唯貨幣價格の變動によりて厘毛の利益を争ふ所の投機賣買となり真正の事業の發



達を妨げ國家の生産力を減殺す

第五 紙幣は自然の彈力を有せず發行其法を得ざれば購買力を變動し貸借の關係を攪亂す即ち其價格下落するに際しては債主を苦ましめ回復するに際しては負債主返済に苦むべし然るに方今信用の使用頗る發達し百般の取引貸借に據らざるなく其關係の頻繁なる縦横織るが如し一度其關係を亂さば圓滑の取引得て望むべからず取引圓滑ならざれば何を以てか國家財源の發達を望むを得ん

第六 紙幣下落物價騰貴は生計の費用を増加し貯蓄を妨げ資本の増殖に一大障害を與へ國民生計の度を低落し貸付資本の供給を減じ以て圓滑の融通を妨げ財源の發達を障碍す

第七 政府の歳入は一定の率を以て之を徵收するもの少しとせず故に紙幣の下落は其實價を減少すること固より數の免れざる所のものたり然るに政府の費用は紙幣下落のために之を減少すること能はず文武の事業は紙幣下落のために之を減縮すること能はず勢くとも世と共に之を發達伸張

せざるを得ず爲めに新税の創設を要し若しくは舊税々率を増加するの已むを得ざるものなさを保せず果して然らば百業萎靡衰退し民力餘裕なきの時に當り更に租税を増徴せざるを得ず其施政上に不便を與ふる固より論を俟たざるなり

第八 紙幣下落は政府をして内外の變に應ずるの力を減ぜしめ大に國力の伸張を妨ぐ

第九 紙幣の下落は忽然其發行と同時に起るものにあらず其供給天下に普及する後に起るものなれば當初之を得る者の購買力を増加し大に驕奢を獎勵し濫費の弊を醸し後日物價騰貴し紙幣購買力を失ふに及びて彼等其驕奢を維持すること能はず然れども一度之に馴れ急に其費用を節する能はず謹儉の美風を破り浪費の弊風を養成し以て風俗の壞頹を致し且つ資本の増殖を妨ぐ

第十 紙幣の増發は從來の富豪者中に倒産貧窮に陥るものを生じ無産者中に僥倖を以て大に富を得るものを起し貧富其地位を守らず富即ち貨財配



當の秩序を亂し國民日常の費用に節度を失し濫用浪費の弊を生じ社會を紊亂し貯蓄を減じ以て流動資本の増殖を妨ぐ

第十一 紙幣増發は勞銀の實力を減じ勞力者社會を苦め細民の生計を難くし社會の基礎を危くするの恐あり

第十二 紙幣の増發は前數項に於て論じたるが如き弊害あるを以て到底其高を減少し正貨と其價額を同じし兌換の制に復せざるを得ず然るに物價已に騰貴し紙幣其價額を失ふに際すれば隨ひて其供給の缺乏を告げざるを得ず此時に當りて紙幣の高を減ずれば一時市場の滯滞を惹起せざるを得ず然れども一時を忍ばずんば以て永遠に病根を斷つ能はず紙幣増發の商業沈滞を醸す亦數の免るゝこと能はざる所のものなり

### 第三節 我國に於ける貨幣制度の沿革

維新以來我國に於ける貨幣制度の沿革は之を大別して四期となすことを得べし。即ち左の如し。

我國に於ける貨幣制度の沿革

第一期。此時期は明治初年より同四年に至るの時期にして徳川幕府貨幣制度紊亂の餘を承け贋造貨幣及び各藩紙幣等を措置し新貨條例を定め以て我新貨幣制度の端を開きたるの時期なり。

第二期。此時期は明治五年より同十三年に至るの時期にして新貨幣を發行し及び紙幣を濫發したるの時期なり。

第三期。此時期は明治十三年より同十八年に至るの時期にして不換紙幣を整理し兌換の制度を立て一時銀本位を採用し以て他日金本位採用の基礎を樹立したるの時期なり。

第四期。此時期は明治十九年より同三十一年に至るの時期にして期初に於ては世界銀價の下落漸く甚しく期末に近づくに従ひ愈々激烈を極め將來國家の利益を損傷すること尠からざるべきを慮り斷然銀本位を捨て、金本位を採りたるの時期なり。

乞ふ大藏省發刊の明治三十年幣制改革始末概要により其大要を述べん。  
我國の貨幣制度たるや之を近古に徴するに徳川幕府の慶長六年金銀貨の制

維新前に於け



る幣制

を定めたるに基き二百六十有餘年の間之を因襲したりと雖ども財政の困厄に遭遇する毎に貨幣の改鑄を行ひ享保の改正を除くの外は毎に重量を軽減し品質を粗悪にし自ら其の制度を破壊したり。而して諸藩間には貨幣を私造するものあり封内を限りて紙幣を發行したるが如きは枚舉に遑あらず。之を要するに幕府の末路に際しては我貨幣制度は殆んど紊亂錯綜の極に達したり

王政維新の初に於て政府は夙に幣制整理の急務なるを察し銳意之を企圖し明治四年五月新貨條例を發布して金貨本位制の基を開けり。是れ實に貨幣制度進化の史上に特筆すべき所とす。然りと雖ども當時東洋諸國の貿易には墨銀一般に使用せられたるが爲め新貨條例に於ては海外貿易の便を計り本位貨幣の外別に品位重量共に墨銀に等しき貿易壹圓銀を鑄造し開港場を限りて之を通用せしめたり。然るに當時の情勢事大小となく創業の期に際會し特に不換紙幣發行のために正貨滔々として海外に流出し東洋銀貨國の際に介立して金貨本位制を維持すること甚だ困難なるの事情に壓迫せられ内外貿易に貨幣を異にするの不便を感じ遂に明治十一年五月第十二號及第十三號布告を以て

維新後の幣制  
沿革

貿易壹圓銀を内地一般に通用せしむることとせり。此時よりして金貨本位制は一轉して金銀複本位制となるの状況を呈するに至れり。是れ實に我國貨幣制度史上の一變機と謂はざる可からず

回顧すれば維新の初兵馬倥傯國用多端にして國庫の歳入を以て之に應ずるに足らず政府は已むを得ず一時の急を救ふが爲め各種の紙幣を發行したり。而して明治四年廢藩置縣を斷行するや各藩發行の紙幣は亦政府の負擔に歸し其整理の爲め更に紙幣の増發を要し不換紙幣は忽ち容易ならざる額に上りたり。當時政府の威信未だ海内に普からず。加ふるに從來各藩紙幣棄却の爲め往々損失を被りたることありしを以て人民は紙幣の收受を嫌惡し其通用甚だ圓滑を缺き多額の打歩を附するも尙之を忌避するの情勢ありしにより政府は金札引換公債條例を發布し當時の紙幣を六分利付金札公債に轉換して紙幣を減却せんことを勉めたりしが歲月の経過と共に政府の威信漸く加はり幾はくもなく人民は遂に紙幣を忌避せざるのみならず却て之を便とするに至れり。然るに明治十年西南の亂起るに及び政府は戰費の急需よりして已むを得ず



一時に巨額の不換紙幣を發行せざる可からざるの不幸に陥り紙幣の流通額は經濟社會の通貨の需用額を超過したるを以て頓に價格暴落の傾向を示したり。加ふるに明治九年八月第百六號布告を以て國立銀行條例の改正ありしより國立銀行の新設を見ること少からず其發行紙幣も亦頗る増加せしを以て紙幣の下落愈々急激となり物價頻りに騰貴し正貨愈々濫出し貨物の輸入は輸出に超過し農民は奢侈の惡風に陥り商工業者は投機の空望に驅られ頽波沿々底止する所を知らず。明治十三年に至り一國の經濟界は殆ど危急の形勢に推移せり今にして之を憶ふも尙悚然たらずんばあらず。元來不換紙幣を以て本位貨幣の位置を占めしむるは國家の財政國民の經濟に及ぼす所の害毒測る可らざるものあること智者を俟たずして明らかなり。然るに當時不換紙幣濫發の結果として銀貨と紙幣の價額に差異を生ずるや之を以て紙幣の下落せるにあらず銀貨の騰貴せるなりとなし或は銀貨を賣出し或は洋銀取引所を設け又横濱正金銀行を設立し民間に隱匿せる正貨を吸収して正貨の供給を増し以て頻りに銀價の騰貴を制止せんと試みたりしも隨て抑ふれば隨て昂り百計殆ど盡き

正金銀行の如きは殆ど破産の域に沈淪し紙幣の下落は何の邊に窮極するかを疑はしめたり

此に於てか漸く根本的救治策を施すの外他に手段なきの道理發揮せられ明治十三年九月より始めて紙幣消却に着手したりしが紙幣下落は尙底止せず。此の時に際し紙幣價格の下落を救治するには之を銷却して流通高を減少すると同時に引換準備たる正貨の増殖を圖らざる可からず。且つ又我經濟界一般の金融を疏通し貨幣制度を完美ならしむるには兌換券發行の特權を專有する中央銀行を設置せざるべからざるが故に政府は明治十五年六月第三十二號布告を以て日本銀行を設立し明治十七年五月に至り第十七號布告を以て兌換銀行券を發行せしめ又歳出入の出納順序を改め各廳の經費を節減し國家歳入の剩餘を得其一半は直に紙幣銷却の用に供し他の一半は之を政府の準備金に繰入し且つ明治十四年の末より政府の準備金を運用して海外輸出爲替の途を開き貨物の輸出を奨励し以て正貨の吸収を勉め兌換制度に向て進行するの手段方法を講じたり



此の如く一面は漸次紙幣の銷却を實施し一面は正貨の蓄積を力めしを以て政府紙幣の信用漸次に増加し其價格も亦從て騰貴し明治十八年末に至りては銀紙價格の差異殆んど消滅したり。是に於て政府は不換紙幣制度を一變して兌換制度となすの時機已に熟せることを認め終に明治十八年六月第十四號布告を以て明治十九年一月一日より紙幣交換の途を開くこととなり終に維新當初以來國家の禍根たりし不換紙幣の制度始めて廢絶し之に伴ふ百般の弊害をして跡を經濟社會に絶つに至らしめたるは深く國家の爲め慶賀に堪へざる所なりとす

是より先き政府は銀行紙幣も又整理の必要あるを認め明治十六年五月第十四號布告を以て國立銀行條例を改正し銀行紙幣合同銷却の方法を定め政府紙幣銀行紙幣共に交換の途に就き終に明治三十二年十二月三十一日限り二者は共に其通用を禁止するを得るに至れり。是に於てか兌換制度は確乎として復動かす可からざるものとなれり

然りと雖ども政府が紙幣の整理に際して銀貨兌換の制を採りし結果は勢ひ

我國をして事實上銀貨本位國たらしむるを免がれず。是れ貨幣制度の整理上已むを得ずして經過せる一段階なりしなり。抑も我國經濟上の發達を謀らんと欲せば世界共通的の經濟界に入らざるべからず。而して之に入らんと欲せば世界の趨勢に順應して早晚金貨本位制を採らざる可からず。

銀の價額は明治六年獨逸帝國が戰勝の餘利に乘じ金貨制度を採用して銀の賣出しを開始したるより漸く下落の傾向を生じ尋て羅甸同盟の銀貨鑄造制限及停止あり米大陸の富饒なる銀坑の發見ありて其下落の度頗る著しく遂に明治廿六年東洋銀貨國の魁たる印度が幣制の改革に著手するや俄然として暴落を來したり。當時事實上銀貨本位の制を採りたる我國は其影響を被ること劇甚にして外國爲替の相場は乍ら昂り乍ら降り外國貿易をして其適從する所を失はしめ商工業者をして貨物價格の變動の外常に貨幣相場の變動に注意せしめ貿易は變じて一種の投機事業となるの勢を呈し内外貿易の健全なる發達を見ること難きに至れり。是に於てか價格動搖の最も少く完全なる貨幣の作用をなすに最も適當なる金貨本位制を採用するの一日も遲疑すべからざる情勢



に迫れり

然りと雖も此事たるや決して容易の業にあらざりしが明治廿七八年戦役の結果たる償金の領收は之を實行するの好機會を興へたり。當初償金は庫平銀を以て受授するの約なりしと雖も當時銀の價格は下落の一方に傾き其高低常なきのみならず將來金本位制を採用せんとするの點より考ふるときは英貨を以て領收するに如かざるが故に清國と協議し償金は英貨を以て之を領收することと爲せり

爾來着々金貨本位制採用の準備を爲し明治三十年二月に至り機正に熟するを見て斷然其議を建てたりしに世上之を見て異論を唱ふるもの少なからず。或は曰く銀價下落は金貨國に對する貿易を獎勵するの利あり之を更革するは徒らに我が輸出を衰退せしむるに過ぎず。或は曰く東洋諸國悉く銀貨國なるに今我國獨り金貨本位制を行ふに於ては此等諸國に對する貿易は大なる障害を受く可しと或は曰く我國は金の産出額僅少なり金貨本位制を行ふも永久に之を維持する能はざるべしと。或は曰く從來海外に輸出されたる壹圓銀壹億

圓を超ゆ若し復歸して引換を請求せらるゝに至らば國庫は非常の損失を受くべしと。其他群疑百出議論紛々たりじと雖も政府は斷乎として動かす。明治三十年三月を以て貨幣法を帝國議會に提出し貴衆兩院の協贊を經尋て裁可を得同廿九日を以て之を公布し。遂に明治三十年十月一日を以て金貨單本位制の實施を見たるは帝國財政の前途の爲め又國民經濟の發達のため甚だ幸福とす可き所たり

然りと雖も特に注意を要するもの一あり何ぞや臺灣經濟の影響是なり。抑も臺灣地方は其人民の舊慣の容易に改む可からざると對岸なる清國との貿易上の關係とによりて未だ純然たる金貨本位制を實行するの時期に至らず。爲めに壹圓銀貨に時價を付して暫らく之を通ぜしむるは實に止むを得ざる所なりとす

## 第二章 手形

手形

手形につきましては第三編第一章第三節第一款に於て既に之を詳論したり。故



に重複を避けて茲に贅せず。

### 第三章 小切手

#### 第一節 小切手の意義並に其便益

小切手の意義並に其便益

小切手とは銀行に預け金を有するものが其銀行へ宛て自己又は其名指人若くは持参人に對し若干の金員を支拂ふべしと命ずる所の命令書にして裏書を以て振轉することを得るものを云ふ。故に小切手は之れを債權者に與へて其債權の仕拂に充つるも又は銀行より現金を受取るも又は其高を預金とするも總て小切手所持人の隨意たり。然りと雖も商業隆盛にして取引頻繁なる國に於ては實際上小切手を以て現金を引出すもの甚だ少く多くは裏書を以て振轉市場に流通し裏面全く裏書を以て覆はれ尙足らずして補箋を要すること決して尠からず。而して銀行は多年の經驗と其活眼とにより此小切手にて預金の引出さるゝ高と其支拂の期日とを豫め測知し得るを以て其中間は右の預金を

割引貸付等に使用することを得べく之を以て大に商工百般の事業を幫助し國家富源の開發に資することを得べし。斯の如く小切手は大に融通を助け其使用は銀行の運轉資金を増加し以て一般事業の發達伸暢を促すの効驗ある敢て疑を容れざるなり。熟々歐米諸國の支拂方法を見るに商工相互の支拂は勿論銀行相互の融通に於ても普く小切手を使用し現金を使用するもの極めて少く其融通の圓滑なる實に驚くべきものあり。竊て我國の實況を見るに邦人未だ其使用に慣れず其流通の微々たる到底歐米と同日の論にあらざるなり。然りと雖も若し小切手の性質を熟知し其便を悟り廣く之を使用するに至らば我國在來の資金をして數倍の効驗を有せしむること敢て難きにあらざるべし。果して然らば復た何ぞ資金の缺乏を患へん何ぞ金利の高さを憂へん何ぞ事業の發達せざるを憂へんや。

#### 第二節 小切手使用に就ての注意

小切手は金融上の利器にして偉大の効驗あると同時に亦濫用の恐れなしと

小切手使用上の注意



一、過振

せず。故に銀行家は深く其取扱に注意を加へざるべからざるなり。乞ふ少しく之を述べん。

第一、過振。小切手は其振出の際に當り豫め銀行即ち小切手を以て引出す基金を預り居るもの、同意を得て振出すものにあらざるが故に振出人は不注意又は故意に預け金の高を超過して小切手を振出すことなきを保せず。故に銀行は常に各預け人の出納勘定を審査し引出越即ち過振にならざる様深く注意せざるべからず。

透字式小切手

過振を防ぐには透字式小切手(Perforate Cheque)を用ゆるを可とす。透字式小切手とは小切手面に透字を以て一定の金額を打抜きたるものを云ふ。例へば五百圓の預け金を有するものに對し百圓の透字ある小切手三枚十圓の透字ある小切手十枚及び五圓の透字ある小切手二十枚より成る小切手帳を附與するが如きを云ふ。此場合に於て預金者は隨時其必用に應じ百圓小切手なれば百圓まで、十圓小切手なれば十圓まで、五圓小切手なれば五圓までの金高を記入して引出をなし以て其用を辨ずるものなるが故に

二、改描加字

銀行は引出越に遇ふの患なく過振を防ぐには實に無上の好方法なりと云はざるべからず。只商人の如く不規則なる大金の引出をなすものに適せざるの不便あるのみ。

第二、改描加字。世往々にして小切手面の金額を示す數字を書き改め又は其數字の前後若くは中間に數字を附加し以て自己の権利以上の金額を銀行より詐取せんとするものあり。是等に對しては十分の豫防をなさざるべからず。蓋し日本字に於て一を十、十を千、二を三、三を五に改描し西洋數字に於て1を7、9、3を8、7を9に改描するが如きは極めて容易の業たるを以て我國に於ては古來金錢勘定につきては一、二、三、十を壹、貳、參、拾に作るを例とし西洋に於ては小切手用紙に一種の藥劑を塗抹し普通の「インキ」にて改描するを得ざらしめんとすることあり。然りと雖も西洋に於ける此方法は甚しく不便なるを以て方今其使用頗る稀なり。又數字と數字との間に間隙多きときは挿字の虞あるを以て間隙なき様注意せざるべからず。又數字の前後に數字を加ふることあり。我國に於て



は古來數字の冒頭に金と云ふ字を置き後尾に也と云ふ字を書き以て前後を押へ數字の添附を防ぐと雖も西洋に於ては單に冒頭若くは後尾に「パウンド」及び「ドル」等の略字を置くにすぎず前後を押へることなきを以て時として前若くは後に數字を添附することなきを保せず。故に我國よりも一層深き注意を要す。

三、盜難紛失

第三盜難紛失。小切手は輾轉市場に流通するものなるを以て其盜難紛失は免れ能はざる所なり。而して盜難紛失に係り未だ之を覺知せず銀行へ其旨を通知せざるに先だちて取付けに遇はんか或は間違なしと云ふこと能はず。殊に無記名式一覽拂小切手の場合に於ては大に其虞あり。此等の虞を豫防せんとせば横線小切手線引小切手とも云ふを使用するを可とす。横線小切手とは小切手の表面を横切りて二箇の平行したる直線を引き其間に某銀行御中又は單に銀行御中と記入するものなり。斯くの如くするときは其小切手を宛てられたる銀行は其指名されたる某銀行か又は他の銀行かに對して其支拂をなすの外銀行以外のものに對しては之を支

横線小切手

特別横線小切手

一般横線小切手

四、空手形

拂ふことを得ざるの効力を生ず。故に小切手を竊取し又は拾得したるものが之を其宛てられたる銀行に持参するも之が支拂を受くること能はず竊取するも何等の効なきを以て罪惡自ら其跡を絶つに至るべし。斯くの如く横線小切手は頗る安全なるを以て我國に於ても亦其使用を試むるもの漸く多きを加へんとするは蓋し自然の數なり。

横線小切手に二種あり一を特別横線小切手と云ひ他を一般横線小切手と云ふ。

(一)特別横線小切手。此種の小切手は小切手の表面に引かれたる横線内に某銀行御中と記入したるものにして其某銀行に限り支拂を受くることを得べきものとす。

(二)一般横線小切手。此種の小切手は横線内に單に銀行御中と記入したるものにして何れの銀行と雖も其小切手を宛てられたる銀行より支拂を受くることを得べきものとす。

第四、空小切手。銀行が其預金引出の請求に應ずること能はず若くは歩合



善き手形の割引等をなすに基金を缺くことあるに際し空に他銀行に宛てたる小切手を作り之を自己の預金引出人に與へ又は之を以て手形の割引をなし一時を彌縫すること往々にして之れあり。蓋し此の如き融通をなすは一方に於ては多年の經驗上小切手流通期の長短を測定し一方に於ては貸金の回收及び割引したる手形の支拂により未來の入金を豫期し以て空小切手が其宛てられたる銀行に至り支拂を請求するに先だち其銀行に右入金を預け入るゝことを得べしと豫期してなすことなりと雖も入金往々にして豫期の如くならず隨て豫期の如く小切手を宛てたる銀行に預け入れをなすこと能はず終に此小切手振出のため、コレスボンデンスの條約を破り不測の不信用を來たすの虞なきを保せず。

又銀行が其顧客の歡心を得んがために顧客をして小切手基金たる預金なしに小切手を振出さしめ以て一時の融通をなさしむることあり。此場合に於ても亦顧客は右小切手が銀行に至りて引出の請求あるまでには銀行に預け金をなし銀行をして其支拂に差支なからしむるを期すと雖も兎角

小切手仕拂の効力

豫想は事實と齟齬し易く顧客は豫期の如くに預け金をなすこと能はず從て銀行は右小切手のため預け金より多くの金を拂出さざるを得ざるの不幸を免れず。

要するに空小切手は全く小切手基金たる預金なしに振出さるゝものなるを以て其弊害は恰も銀行をして無準備の紙幣を殆んど無限に發行せしむると一般之を國家の經濟上より論ずるも將又銀行の自衛上より論ずるも大に戒飾すべきものたることは又多辯を要せざるなり。

### 第三節 小切手支拂の効力

小切手は輾轉市場に流通し之を以て債務の辨濟に充つることを得と雖も素と是れ現金にあらず結局之を以て現金を得るを要するものなるが故に小切手にて支拂をなしたる場合に於て其仕拂は如何なる効力を有するものなるかを茲に論ずるは必ずしも無用の業にあらざるべし。

英國に於ては原則として小切手にて支拂ひしものは之を十分の支拂となす。



但し其小切手を宛てられたる銀行の破産が小切手を以て支拂をなしたるときより二十四時間以内なるときは其小切手にてなしたる支拂は支拂として効力を有せず。故に此場合に於ては其小切手を以て仕拂を受けたるものは其支拂人に右の小切手を返却し更に現金にて支拂を請求するか又は其他の小切手若くは手形を以て支拂を受くることを得。

然りと雖も支拂として與へられたる小切手を受取りし後其取付を等閑に附し去り二十四時間を過ぎて後其小切手を宛てられたる銀行が破産したる場合に於ては其破産より生ずる所の右小切手に關する損害即ち全く支拂を受くること能はざるか又は破産處分上より小切手面の金額の幾分を得其幾分を損失するかの危険は被支拂人の負擔たらざるべからざるなり。

斯の如く小切手を以てなしたる支拂の効力に二十四時間前後を以て區別を立つる所以のものは一は以て小切手の使用を容易にし一は以て被支拂人の怠慢よりして支拂人に不當の迷惑を與へざらしめんとするの趣旨に出づるものなるべし。

保證小切手

第四節 保證小切手

保證小切手とは小切手發行後之を其宛てられたる銀行に持參し銀行をして其小切手の裏面に此振出人は確に小切手面の金額を當銀行に預け居るものなりとの趣旨を記入せしめ若し又振出人にして預け金を有せざる場合に於ては銀行をして小切手面の金額支拂には差支なき旨を保證せしむるものを云ふ。此種の小切手は米國紐育に於て殆んど紙幣と同様に流通す。

又其名未だ世人に普く知られざる新設の銀行に宛てられたる小切手につきては確實なる著名の一大銀行が保證をなし若し萬一其銀行に於て支拂を拒む等のこと之れある場合に於ても此小切所持人には決して御迷惑相掛け申すまじき旨を保證するものあり。然りと雖も此種の保證は慎調熟査其信用を十分に認め得る所のものにあらざる以上は決してなすべからざるなり。何となれば小銀行にして往々小切手の濫用をなし巧に大銀行を欺罔するが如きことなきを保せざればなり。



思ふに小切手は輾轉市場に流通すと雖ども其能く流通することを得る所以のものは他なし小切手の支拂基金たる預け金が銀行に存在し何時にても之が支拂に差支なきを信ずればなり。然りと雖も銀行間には貸越約束なるものありて銀行相互に預け合をなし或る一定の金額だけは互に貸越を許すことあるを以て此勘定に於ては過振即ち引出越となること決して稀なりとせず。加之小切手中其當坐預に宛てたるものと雖も往々にして過振となることなきにあらず。是を以て流通場裡に於ける一切の小切手に對應する金額だけの預け金が必ずしも常に銀行に存在するものなりと云ふこと能はざるが故に多少小切手の流通を妨ぐるの情なきを得ず。保證小切手は此欠點を補ふの長所を有す。

我國に於ける  
金融の概況

明治三十年

## 第五編 明治三十年以降我國に於ける金融の概況

### 明治三十年に於ける金融の概況

明治三十年の經濟界は二十九年の末を受けて依然不振を脱せず。株式市場の如きは沈衰の惰力を承け剩へ六千七百萬圓の公債が三十年度内に募集せらるべきを察し深く金融の前途に憂慮し之に踵ぐに國喪の事あり四民弔意を表す。従て市場亦寂寞たりしを以て多數銀行は金利一厘方を引下げたり。然るに下旬に入りて租稅其他國庫に吸收せらるゝものありしと陰曆の歳尾に接し且つ舊冬輸入超過の決済汽船會社より海外へ仕拂ふべきもの多々なると其他尙諸會社の利益配當季に當るを以て資金に對する需要遽に昂進せるに一方に於ては國庫より内地へ拂出すべきもの多からず。是に於て金融市場は勢ひ繁忙を告げざるを得ざるも未だ金利を引上ぐるに至らずして二月に入れり。初



旬は前月末の餘波を受け稍緊縮の狀を呈せしがこときも既に舊大節季を經過してより各銀行共漸次回收金の尠なからざると國庫の收入は内地拂支出に比して寡少なりしとを以て各銀行資金の供給潤澤となり下旬に及んで貸付割引共凡そ一二厘方を引下げたり。此の如く金融益々緩漫に傾くに方り殊に異數なるは貳萬六千餘圓の不渡手形を見たと是なり。日に月に悲運に傾きし株式市場は貨幣制度改革の聲と共に將來低利の外資輸入に容易なる等の憶測よりして俄に活氣を裝ふに至れり。三月は公債募集其他にて國庫に吸收せらるゝものは國庫より内地に仕拂はるゝものに超過したるに拘らず市場は前月以來緩和の勢を馴致し殊に一般商況沈退して未だ振起せざるのみならず例年三四月の交は資金の用途罕なるを以て大勢緩慢の狀を示せり。一般資金の需要は製茶及夏物仕入等に過ぎざるが故例年は緩和の時期なるも偶々日本勸業銀行株式募集の舉あり其申込證據金の融通を需むるもの多く其結果や貸出の増加と共に一方には預金の減少となり各地の銀行は漸次資金の底を拂はんとを慮り下旬に至り利子二三厘方を昂げ一向之れが補填に努めたり。外國貿易は

年首より毎月百乃至貳百萬圓の輸入超過なりしが此月に於ては一跳六百六拾餘萬圓に上れり。之れ他日資金需要の伏線たるものなり。金融市場は五月に入りて依然緊縮の狀を更めず之れ主として製茶の入荷並に繭糸事業等の爲め資金を要するもの多きと日本郵船其他諸會社の株金拂込額亦巨額なるに由るが如し。然れども一方に於ては各銀行が預金利子を引上げて専ら散逸資金の吸收に努めたと日本勸業銀行が證據金の拂戻を始めたるとに由り單に東京市内の各銀行のみにては其預金高は前月に比し約六百萬圓を増加するに至れり。此月預金部の所有に係る軍事公債四千參百萬圓を海外へ賣却の約を結べり。六月初旬には前月末より引續き日本勸業銀行が證據金を拂戻したる額は千五百七拾餘萬圓なりしと諸會社の株金拂込額も前月に比し大に減じたと政府公債の償還并に利子仕拂等よりして各銀行の預金稍増加せるも製茶業者の資金を需むるもの多きと尙前途大に警戒すべきものあり旁期節勘定に薄るを以て日本銀行は日歩二厘方を引上げ同時に個人取引を開始し以て資金の疏通を圖れり。七月に遷りて國庫收納高超過に加へて盆季節に切迫し且つ諸會



社の配當亦巨額に上り輸入超過の整理等資金の需要頗る多端なれば金融逼迫に陥らざるを得ざるの觀ありしが實際に於ては各銀行の用意周到なりしと物價前途の趨勢米作の豊凶等大に關心すべきものあるを以て一般粗成品並に商品の仕入生糸の出廻高等意外に寡なかりしを以て急激の變動を惹起すに至らず。只僅に月末に至り兌換券發行高の稍増加したると正貨の流出より準備の減少を來せしとにより制限外の發行を見しのみ。越て八月は舊盆節季のため資金の需要を増せしも制限外發行税一步の増課と日本銀行日歩の引上げ各銀行業者が警戒を怠らざりしと且は商工業者が物價動搖に關し逡巡の狀ありしとに由り格別のことなくして過ぎたり。又銀價下落より對清爲換に激變を加へ我紡績業者を困めたり。九月は市場の形勢略前月に比し異なるなく唯制限外發行高の益々増加したると殆んど我邦物價の高低を支配する米作の大凶歉ありたるのみ。十月に入りて國庫は公債證書の發行其他のため收入超過頗る大にして會社は四百餘萬圓の株式拂込を要し加之一方には幣制改革は物價を下落せしむるとの觀念一般商工業者に感染せしにも拘はらず實施の曉に至り

却て騰貴の色を示し嚮きの恐怖は全く杞憂に屬せしを以て俄に遅延したる冬物の仕入其他の取引上より漸次資金の需要を惹起し日本銀行は下旬に入りて日歩一厘方を引上げ金融茲に繁忙の態を現はせり。十一月國庫の收入超過及諸會社の拂込あるに加へて物價は依然騰貴の趨勢に在り。金利は一般に上りたるも資金の需要日を逐ふて急を告げ就中大阪の如きは殊に甚しく遂に恐慌の聲を聽くに至れり。餘音を承けたる十二月は更に之をして一層危大ならしむるの諸因續發せるあり。即ち秋季以來上海の金融逼迫は忽ち綿糸の輸出を阻碍し紡績業者の喚叫に次ぐに哀願となり破綻に瀕せる會社は主力を瀕縫に注ぎ倒壊を濟はんとするあり。株式は悲境に沈み信用は地に墜ち銀行業者は一般に手形の割引を欲せず甚しきは拒絶となり確固たる華主にあらざるよりは到底融通を要むるを得ず。既に年末決濟期に迫り債主を求むるに汲々として敢て金利の高下を争ふの餘地なからしめしもの亦以て梗塞の度如何を知るに足る。斯の如くなるを以て兌換券の制限外發行亦四千七百萬圓に達せり。之を要するに三十年の金融界は時に緩急弛張なきに非ずと雖も概して靜謐の



明治三十一年

時期は罕にして殆んど寧日なく最尾に大逼迫を以て結べるものに似たり。

## 明治三十一年に於ける金融の概況

明治三十一年の金融市場は前年來の趨勢を持續し金融逼迫の狀況を變ぜざりしも日本銀行及市中各銀行皆警戒を嚴にしたるを以て一二月の交は金融稍靜穩の狀態を呈せり。然れども資金缺乏の聲は尙盛にして日本銀行の如きは貸附及割引日歩各一厘を引上げ貸附日歩貳錢六厘割引日歩貳錢三厘となし以て警戒を加へたるに拘らず資金回收の効極めて少なく三月に至りては諸會社拂込に要する資金及び政府に對する納稅金額頗る多額に上り殊に外國貿易は關稅改正のため見越輸入益盛にして其結果連月巨額の輸入超過を見るに至り加ふるに物價は一層騰貴の傾向を來せるが爲め金融の滯滯愈々甚しく百業は殆んど中止の姿となり公債株券の價格は低落に次ぐに低落を以てし金融は著しき逼迫を告ぐるに至れり。是に於てか日本銀行は更に利子引上を斷行し日歩一厘方を引上げ各銀行の警戒も亦之に伴ひ益嚴に赴きたり。四月に至りて

は一般の悲運其極に達し事業界の危機且夕に迫り此大勢に放任するときは其結果實に恐るべきものあるの狀勢を呈せんとするに至れり。是に於て政府は之が救濟策として日本銀行をして公債を買入れしめ一方には政府自ら勸業債券を引受け其の資金を紡績業者其他工業會社に對する貸出に充てしめたり。而して五月に至りて清國政府償金皆濟の事あり兩々相待て經濟界は多少人意を強ふし爾後六月に至る金融は逼迫中の小康を呈するに至れり。而して外國貿易は依然逆勢を追ひ四月に至る合計五千參百拾參萬圓の輸入超過を現はしたり。然れども下半期に入りては物價は下落の傾向を現はして金融の狀勢漸く一轉の氣運に向ひ八月舊盆季節も無事に經過し九月に入りては全國豐作の聲都鄙に徧ねく米價は爾來頻に下落し且つ外國貿易の如きも下半期に入りてより輸入超過の勢稍挫折し七月八月及び九月の合計は貳千百九拾九萬圓にして之を前三ヶ月に比すれば殆んど其半に過ぎず。斯の如き形勢なるを以て十月に至り日本銀行は金利貳厘を引下げ貸附日歩貳錢五厘割引日歩貳錢貳厘となせり。然れども十月は冬物仕入の季節にして且新穀出廻漸く盛なるのみな



らず生系に要する資金亦少なからざれば金融は一時繁忙を來し月末に於て再び兌換券の制限外發行をなして之に應ずるの已むを得ざるに至れり。然れども十一月に入りては金融再び平穩となり制限外發行額も次第に回收せられ十二月に入りても依然小康の中にありて日本銀行は又々貳厘方利子の引下を斷行し貸附日歩貳錢參厘割引日歩貳錢となし金融界は年末節季の難關を無事平穩に經過せり。而して貿易の趨勢も益好調にして十月及び十一月に於て百四拾壹萬圓の輸出超過を示し只十二月に於て六百九拾九萬圓の輸入超過を現はしたるに過ぎず。要するに前年來金融逼迫の趨勢は本年上半期に於て其頂點に達し下半期に於て漸次形勢一轉の運に向ひたるものとす

明治三十二年

## 明治三十二年に於ける金融の概況

明治三十二年一月は三十一年末に於ける金融緩慢の後を承けて依然其狀態を繼續せり。唯月末に於ては舊歲末節期に近づきし爲め地方に於て多少繁忙の氣味を呈せるにすぎず。一般の商況は萎靡不振を極め資金の大需要を喚起

するに至らざりき。然るに外國貿易は本年一月より新關稅法の實施あり其以前に於て既に見越輸入をなせしもの多かりしを以て一二月に於て輸入品は大に減退せり。反之輸出品は歐米商工業の繁盛なると前年伊太利支那等の收購不良なりしを以て我國生系羽二重の輸出好況を呈し特に米穀は昨年豐穰なりし結果本年に入りて輸出米大に増加し貿易亦從て順境に向ひ一月及び二月に於ては合計約八百萬圓餘の輸出超過を見るに至れり。是に於てか日本銀行は二月十日に於て金利壹厘方を引下げ貸附日歩貳錢貳厘割引日歩壹錢九厘となすに至り市中金利亦幾分の低落を見るに至れり。尋て三月十日法律第五十五號を以て日本銀行保證準備兌換券發行高八千五百萬圓を壹億貳千萬圓に改められしを以て日本銀行は三月十一日より金利亦貳厘方を引下げ貸附日歩貳錢割引日歩壹錢八厘となすに至れり

四月に於て金融の緩和なるは例年の常勢にして本年も亦各銀行手許に遊金を有して其處置に苦しむもの多かりき。是に於て日本銀行は又々金利壹厘方を引下げて貸附日歩壹錢九厘となすに至れり。五月に於ては地租營業稅等の



上納あり加ふるに追々新茶の出廻り養蠶製糸夏物仕入等に多額の資金を要せしを以て五六月の交幾分の金融繁忙を告ぐるに至れり。然れども従來緩慢の大勢は依然として未だ著しく形勢を一轉するの域には達せざりき。

此の如く一方に於ては事業界資金の需要少く他方に於て外國貿易は四月より七月に至る迄商品輸入超過の傾向あるに拘はず本年二月造幣規則の改正に由り金銀の輸入夥しく爲めに金融を緩和ならしむるの作用ありしを以て日本銀行は七月二十八日より金利壹厘方を引下げ貸附日歩壹錢八厘割引日歩壹錢六厘となすに至れり。八月に於ては大阪の季節勘定舊盆節季生糸出廻に要する資金等多かりしと雖ども七月十七日より輸出税廢止せられたるを以て輸出貿易上に利便を與へ殊に翌年佛國大博覽會開設を見越し生糸羽二重の輸出益々好況を呈し貿易大に順境に向ひ生糸資金の回收等圓滑に行はれしを以て金融界は濫滯を見るに至らざりき。此の如くにして九月を經過し十月に至りて形勢一轉し金融界大に繁忙を呈するに至れり。是れ蓋し養蠶地は生糸の好況に依り購買力を増進し農家は昨年来穀豐作の影響を受け殊に本年も平作以

上の收穫高に上り價格も割合に高値なりしを以て各自の懐ろ合に餘裕を生じ爲めに商界活氣を生じ物價は騰貴し地方商人の見越買見はれしに由るものなり。是を以て日本銀行は十一月十日に於て金利壹厘方を引上げしと雖も資金の需要は益々甚しく金融の緊縮日に加はるの狀勢にして下旬に於て日本銀行は更に金利貳厘方を引上げたり。加之横濱正金銀行の兌換代理取扱を廢止せしより大に市場に危惧の念を起さしめ從て市中銀行の警戒著しきものありき。十二月に入るや歳末大節季に迫りつゝあるを以て資金の需要は愈々増加し日本銀行は十九日より金利壹厘方を引上げたるも之を防ぐに至らず終に制限外兌換券を發行し以て歳末に於ける資金の需要に應ぜり。而して末日に於ける日本銀行の貸出金高は壹億四千六百萬圓餘に上り歳末に迫れる數日間の貸出高は實に壹千五六百萬圓の巨額に達せり。之を要するに本年の金融は一月より九月迄は緩慢の時期にして十月以降特に十一月十二月の兩月は繁忙の時期なりとす。



明治三十三年

## 明治三十三年に於ける金融の概況

明治三十三年一月は三十二年末に於ける金融緊縮の結果を受けたれども金融は概して緩慢なりき。只月末に於ては陰曆節季に近きし爲め地方よりの資金の需要多く金融市場頗る繁忙の状を呈したるのみ。此の如く一般の經濟界は昨年來の趨勢を受け依然沈衰の裡にありて商工界は萎靡振はす事業資金の需要新に發生するもの極めて少し。二月に入るや一月に要せられし資金忽ち回収せられて金融界靜穩の状を呈したり。

外國貿易は昨年來逆勢甚だしく従て金銀の流出漸く多く加ふるに三月に於て租税の徵收各地本支金庫の検査執行等資金の需要多きを加へたる爲め日本銀行は三月十九日に於て金利貳厘を引上げ貸附日歩貳錢四厘割引日歩貳錢壹厘となせり。四月に入ては貿易の逆勢益々甚だしく二月以來毎月壹千萬圓以上の輸入超過となり特に印度米國よりの輸入棉花續々到着し正貨流出の憂あるを以て日本銀行正金銀行等大に警戒を嚴にし特に日本銀行は四月十八日よ

り再び金利貳厘方を引上るに至れり。五月は金融市場小康の状なりしが六月に於ては一年上半期決算に際し又製糸資金の需要漸く其多きを加へ來りしのみならず特に北清事件起りて終に我國も大兵を動すの已むを得ざるに至り資金の需要益々多きを致せるに反し對清貿易は全く杜絶せられし爲め一般の事業及商工界とも大打撃を受け金融市場は之が爲め非常の逼迫を感ぜり。七月に入りて公債の利子支拂及諸會社配當等無事に結了したりと雖も貿易の逆勢は益々甚だしく又前月來清國事變の爲め同國に對する爲替取組杜絶せられ正貨輸送の外途なきのみならず上海其他の如きは居留民避難準備の爲め金貨の需要急にして其價格騰貴したるより金貨の輸送を試るもの多く従て日本銀行に對する正貨の取付頻々なるものありき。是に於て日本銀行は七月十八日に於て三び金利壹厘方を引上るに至り市中銀行の警戒も一層甚しく市中金利亦幾分の騰貴を見たり。八月に於ては北清事件も一段落を告げ金融頗る閑散の状を呈し九月十月亦格別の事なかりき。十一月に至ては金融市場漸く繁忙を加ふるの時期に入りしと雖米穀の出廻尙未だ多からざると商況沈衰して此方



面より資金の需用を喚起する事極めて少なかりき。然るに生糸の賣行面白からざる爲め横濱市場に於ける生糸の堆積四萬個に達し此方面に貸出されたる資金は依然澁滞せるのみならず政府の貸上金及朝鮮米の輸入増加の傾向あると且は京濱間に於ける一二銀行の前月來破綻を現はせるあり之が爲め各銀行共非常に警戒して貸出の制限をなせり。十二月に入るや春來資金固定金融澁滞の趨勢は本月に於て益々甚しく金利は騰貴し銀行の警戒は一層嚴を加へ金融市場の緊縮頗る著しきものあり。之が爲め關東及九州地方に於て一二銀行の破綻ありしも其扶助宜しきを得て幸に大失敗を現すに至らざりき。然れども本月は歳末大節季の事として資金の需要漸く増加し特に下半月以來は著しき巨額に昇り日本銀行の貸出金は十五日より末日迄に貳千參百餘萬圓を増加し末日の貸出殘高壹億九百餘萬圓に達せり。日本銀行は制限外四千百餘萬圓を發行して之に應ぜり。之を要するに本年の金融は一年を通じて概して緊縮の状態を呈し特に六七月及び十一月十二月を其最甚だしきものとす

### 明治三十四年に於ける金融の概況

明治三十四年

明治三十四年一月は三十三年末に於ける繁忙緊縮の後を受け上半に於て稍々緩和の狀を呈せしのみにて下半に於て再び繁忙を加へ月末には兌換券の發行高貳億六百餘萬圓に達し制限外發行高亦貳千九拾餘萬圓の多きに達せり二月中は恰も舊曆節季に際會し資金の需要を生ぜるに當り外には外國貿易の逆勢依然として繼續し内には銀行の破綻相續て起り各銀行の警戒著しく爲めに金融逼迫の狀を呈せしが財界不景氣の影響は資金の需要を抑止し各銀行の警戒を嚴ならしめ彼は相待て三月より四月に亘り貯金増加の傾向と貸出の回收とを來し金融緊縮の裡に稍小康の狀を保ちたり。唯四月下半に於て二三地方に生ぜる波瀾の爲め資金需要の繁忙を加へしと雖も固より一時の變態に過ぎずして月末には殆んど常態に復せり。然れども銀行界は過去の困難に顧み將來の需要勃興を察し依然戒慎の態度を弛めず其金利は又毫も引緩むるに至らざりき。果せるかな五月には京都の關西貿易會社及大阪の日本海陸保險會



社の破綻並に參河の豊川鐵道の失態等あり延て金融界の大動搖となり其影響は外國貿易の阻害信用事業の破退となり外資輸入及外債募集の困難を惹起せしのみならず爲替の振出手形の發行及其割引に於て商品の取引に於て若くは一般の貸借に於て資金の運轉疏通を滞滯ならしめ爲めに金利は騰貴し物價は下落し内地商工業者の困難其極に達し金融の逼迫をして益々甚だしからしめたり。然れども日本銀行は深く警戒の態度を採り愈益緊縮の方針を固守し専ら貸出金の回収を圖りしを以て四月末日に於て制限外五百餘萬圓に出でたる兌換券の發行高は五月中旬には三拾五萬圓より四拾貳萬圓の發行餘力を生ずるに至れり。之れ蓋し日本銀行が資金回収を力めたるが爲めのみならず當時小銀行の窮迫著しきに拘らず大銀行は四月より警戒を嚴にせし爲め却て手元に遊金を生じたれば需要に對する資金の融通も中央銀行の力を仰ぐの必要を見ざりし事情存在せしが爲めならん。同月末には五百九拾餘萬圓の制限外發行を見たりと雖も其實政府貸上金の巨額に達したる結果にして生系資金納租資金及月末勘定の需要も金融市場に及ぼせる影響殆んど見る可きものなし。

六月に於ては生糸製茶等重要貿易品の輸出季節に向ひ居ることゝて多少資金の需要ありたれども一般商工業社會の大勢は依然沈睡の姿にして資金の需要は益々減少の趣を呈し金融の狀況頗る靜穩なり。但下半に至りて生糸資金及上半期末決算資金の需要俄かに増加したるを以て月末に迫りて千五百萬圓の制限外兌換券を發行して之に應ぜざるを得ざるに至りしと雖ども一方に於て政府貸上金の大きると大藏省證券の發行ありしとを顧れば資金の需要例年に比して著しき減少なりと云はざるを得ず。而して此際外國貿易は前月より稍好況を帯び來りたるの結果正貨の準備は漸次増加の傾向を示せり

七月八月の金融市場依然沈靜の成行にして貸出金は回収せられ新需要は起らず各銀行皆多少の遊金を擁し中央銀行貸出割引高の如きも常に減少の傾向を示せり。八月下旬に陰曆孟蘭盆に引續き月末勘定の爲め一時繁忙の狀を來したりと雖も固より一時の變態にして忽ち回復を見九月中の金融亦頗る靜穩の狀を維持したり。従て前々年來昂騰を重ね遂に引緩むの機會なかりし金利も漸く引緩まんとするの傾向を呈し三井銀行の如き率先して金利一二厘方の



引下を決行し其他市中銀行の之に倣ひて金利の歩合を低減するもの尠からず。横濱大阪に於ても亦之と類似の傾向を示せり。

十月初旬中も金融界の大勢引續き緩和にして日本銀行政府貸上金は三十萬圓近に上りたれど市場引締の影響を見ずして已みたり。然れども月末に近くに從ひ米穀の出廻り頻繁を加へ從て各地方の購買力を増進し貸出稍増加し遂に月末に參百餘萬圓の制限外發行を生ずるに至れり。當時一般の經濟界は米作の豊穰と貿易の順調とに依り前途頗る好望なりしが時恰も外債不調の報に接し人氣は阻喪し公債株式は下落し商工界の銷沈を來せること尠らず。從て十二月の大節季を眼前に控へたる十一月に入りても金融繁忙の常例を追はず。此月に於て大藏省證券壹千萬圓の發行ありたるに拘らず全月を通じて閑散の裡に終れり。是を以て極月に入るも商況閑却し去り月初に於て前月末に貸出せる資金は續々還歸するの狀を呈したりと雖も月末に於てはさすがに大節季の事として資金の需要漸く繁忙を加へ廿四日より兌換券制限外の發行を見漸次増進して卅一日に兌換券發行高貳億千四百萬圓制限外發行高貳千貳百七拾餘

萬圓の巨額を示して歳を終れり。之を要するに本年の金融界は多事多難の歳なりき。三十三年大動搖の後を受け金利は昂騰の極を以て本年を繼續し產業界は困憊を極め二三月より各地に動搖を來し四月五月には銀行會社の破綻を見信用の基礎震撼せられたるの狀あり。六月以降此騷擾は鎮靜に歸したりと雖も而かも金融界の警戒頗る嚴にして殆んど信用梗塞し商工業者も只管前途を疑惧して萎縮退守之れ事とし秋季諸取引の繁昌す可き時に入りても商況依然沈衰を極めて資金の需要減退し金融市場の閑散前古比なきの有様を呈せり

### 明治三十五年に於ける金融の概況

明治三十五年

明治三十五年一月には前年末金融閑散の餘を承けしことゝて漸次閑却に陥り昨年末に出でたる資金の如きも大抵上旬の間に各銀行に歸來し從て預金の増加貸出の減少日に著しきものあり各銀行の手許遊金頗る潤澤の姿なりしが月末に臨みては陰曆節季に近づきし影響と月末勘定の爲めに聊か資金の需要を増加したり。二月に入りては月初に陰曆節季に際會し意外に巨額の資金を



要せしも固より一時の需要に過ぎざるのみならず大勢は愈々緩慢ならんとし陰曆歳明け後に至りては各銀行とも資金の回帰頗る迅速なりしのみならず預金の如きも著しく増加したれば預金利子引下げを爲す銀行も追々現はるゝに至りたれど猶中流以上の銀行に在りては持重の態ありて其進退を輕々しくせざるものゝ如し。三月に至りて金融は一層閑散となり中旬に至り日本銀行は貳千萬圓の發行餘力を存するに至りし故十九日を以て同行は三十三年七月以來一年八ヶ月間据置きたる貸付利子及割引歩合を各日歩二厘方引下げたり。此月日英同盟發表の影響を受け株式市場の如きは非常に沸騰せり

五月に至り政府は數年間實行せざりし公債の抽籤償還を實行せしも額は僅に三百五拾萬圓に過ぎず。特に三月以降毎月大藏省證券の發行を行ひ加之一時借上金の如きも容易に減少するの色なかりしが晩霜に續きて霖雨あり製茶養蠶の爲めに影響を受けしこと少なからざりしのみならず天候の不順は稻作に向ひて非常の障礙を與へたるを以て獨り農家のみならず商工社會の如きも痛く阻喪の色あり。特に金銀の輸入超過は一月以降毎月相續き隨て正貨準備

は次第に増加して七千六百餘萬圓に上り尙増加の傾向ありて金融の緩慢を層一層助長せしめたり。加之ならず株式市場の如き日本銀行再度の利子引下げを期待し稍氣乗りの風情ありしに拘らず六月三日に於ける取引所法の大改革は俄然其氣勢を失せしめたり。此の如く金融は益々緩慢に陥り商工業は唯沈衰に沈衰を重ねるの有様なるを以て日本銀行は六月二十七日公定日歩二厘の引下げ(第二回)を執行し以て聊か市場の落莫を破らんとせり。而して此影響は忽ち市中銀行の預金利子引下げに現はれ年七分の定期利子を六分五厘に日歩壹錢五厘の當坐を壹錢貳厘に小口當坐壹錢八厘を壹錢五厘に各三厘方を引下げしめ株式市場にも亦大なる安心を與へたり。然れども氣候不順にして土用全潰れとなり麥作の不良なるが上に米作の結果亦失望に歸せんとするが如くなりしを以て一般の人氣は愈々銷沈して資金の需要は依然として起らず。加ふるに貿易は下半季に入りて連月輸出超過となり金銀頻りに流入して正貨準備は既に八千萬圓を超えるに至れり。是に於て日本銀行は十月三日又々日歩貳厘の引下げ(第三回)を執行せり。市中銀行も之に準じて五日に至り再度の預



金利率引下げを行ひ貸出日歩も亦壹錢八九厘乃至貳錢に引緩みたり。偶々政府の日本興業銀行をして五千萬圓の公債を海外に賣出すあり。加ふるに貿易は歐米の景氣恢復に伴れ前年來沈滞せる生糸羽二重等重要品の輸出好況を告げ金銀の入超過著しく増加し従て日本銀行正貨準備は十二月初旬に於て將に壹億圓に垂んとせり。翻て國內需要の景況を見るに商工業は舊に依りて不活潑を極め資金の需要は愈々減縮し十二月初旬に於て日本銀行は貳千萬圓以上の發行餘力を有するの奇現象を呈したり。此の如く金融の前途は愈々緩慢に傾くの有様なるを以て歲晩に瀕せる十二月九日を以て日本銀行は更に金利率厘方を引下げたり。而かも市場愈々閑散にして十二月中旬末に於ける日本銀行民間貸出高は僅々三千六百萬圓に過ぎざりしが下旬に入りて資金の需要俄然として起り従て市中の金融頓に引締り歲末數日間に日本銀行より供給したる資金は千九百貳拾八萬圓の巨額に達し爲に同行は約三百萬圓の制限外發行をなすの止むを得ざるに至り。末日の民間貸出高は五千五百萬圓にして之を前年に比すれば約貳百萬圓の増加なり従て市中銀行日歩の如きも貳三厘方騰

## 結論

貴して貳錢壹貳厘となりしが兎に角靜穩の間に明治三十五年を經過せり。要之自明治三十年至同三十五年六ヶ年間の金融界は實に波瀾の重疊せるを見る。三十年に於て金融漸く梗塞の傾向を呈し大勢日に日に悲境に陥り三十二年上半季に於て緊縮の極度に達せしが下半季に至りて形勢茲に一轉の端を開き市況漸次緩和に趣き三十二年を通じて閑散の裡に在り。三十三年には再び繁忙の徴を帯び殊に下半季に於て金融澁滞の趨勢益々甚だしく翌三十四年に入りて各地市場は未曾有の動搖を來し人々恟々警戒頗る嚴なるものあり。然れども下半季に至りて一般商工業の不振を極めたる結果資金の需要非常に減少して金融市場頓に閑散となり其間漸く金融緩和の端を開き其後ちを承けたる三十五年に及んで市況日に日に緩却に陥り閑散無爲近年其比を見ざるの景況を呈せり。終りに臨み自明治三十年至三十五年六ヶ年間に於ける金融に關する諸統計を掲げて参考に供すること左の如し



一、兌換券發行高表

年次	種目	發行高	正貨準備	保證準備	發行餘力(△制限外)
明治三十年末		二二六、二二九 <sup>千円</sup>	九八、二六一 <sup>千円</sup>	一二七、九六七 <sup>千円</sup>	△ 四七、三一二 <sup>千円</sup>
同 三十一年末		一九七、三九九	八九、五七〇	一〇七、八二九	△ 二四、〇一六
同 三十二年末		二五〇、五六二	一一〇、一四二	一四〇、四一九	△ 二〇、七二一
同 三十三年末		二二八、五七〇	六七、三四九	一六一、二二〇	△ 四一、二二〇
同 三十四年末		二一四、〇九六	七一、三五八	一四二、七三八	△ 二二、七三八
同 三十五年末		二二二、〇九四	一〇九、一一八	一二二、九七五	△ 二、九七五

備考 本表は金融事項参考書に依る

二、日本銀行一般貸出高及預金高表

年次	種目	一般預金	一般貸出金
明治三十年末		四、八三七、四九〇 <sup>円</sup>	一〇四、九七三、一二二 <sup>円</sup>
同 三十一年末		二、一一六、一五五	八四、三七五、六五一 <sup>円</sup>

同 三十二年末	五、四二三、〇四一	一二一、〇九七、七九八
同 三十三年末	二、二七八、二四四	一〇九、〇五一、五九八
同 三十四年末	三、一四〇、五九八	五三、六七七、三一二
同 三十五年末	四、二八七、一七七	五四、六〇二、九八九

備考 本表は金融事項参考書に依る

三、東京組合銀行預金貸出金並金銀在高表

年次	種目	預金	貸出金	金銀在高
明治三十年末		五六、四〇四、〇三八 <sup>円</sup>	七四、七六〇、九四三 <sup>円</sup>	七〇、五九七、四八 <sup>円</sup>
同 三十一年末		六四、二〇四、九〇二	八五、二七二、六四九	七、三二八、四七四
同 三十二年末		九三、二九七、五三六	一〇九、八二四、六五七	一〇、五四二、七八六
同 三十三年末		一〇四、七二五、七六一	一三三、一九三、二八三	一一、八八三、一一五
同 三十四年末		一一二、七七三、九五三	一二七、七八一、三三五	一三、八二八、九五六
同 三十五年末		一二六、九五二、四八七	一四〇、六九三、八一	一六、六〇二、三六八

備考 本表は金融事項参考書に依る



四、大阪組合銀行預金貸出金並金銀在高表

年次	種目	預金	貸出金	金銀在高
明治三十年末		三二、九三九、九九二	五五、三四四、七〇八	四、三〇六、六六六
同 三十一年末		三九、五五二、二八七	六〇、三五二、七六〇	四、一三七、三七八
同 三十二年末		五五、六四九、九一一	八七、二五八、九八五	五、四五七、一四九
同 三十三年末		五九、四四九、六二七	八八、二五一、九九二	五、三〇三、八〇三
同 三十四年末		六一、八二七、九五〇	七三、五四九、九六〇	五、八九九、二三五
同 三十五年末		七二、六九二、四八五	八八、七一四、三三三	七、五一四、二一九

備考 本表は金融事項参考書に依る

五、日本銀行金利改正表

年次	種目	貸	附當所割引	他所割引
明治二十九年九月		二、二〇	二、一〇	二、三〇
同 三十年六月		二、三〇	二、二〇	二、三〇

年次	種目	貸	附當所割引	他所割引
同 八月		二、四〇	二、一〇	二、四〇
同 十月		二、五〇	二、二〇	二、五〇
明治三十一年二月		二、六〇	二、三〇	二、六〇
同 三月		二、七〇	二、四〇	二、七〇
同 十月		二、五〇	二、二〇	二、五〇
同 十二月		二、三〇	二、一〇	二、三〇
明治三十二年二月		二、二〇	二、〇〇	二、二〇
同 三月		二、〇〇	一、八〇	二、一〇
同 四月		一、九〇	一、七〇	二、〇〇
同 七月		一、八〇	一、六〇	一、九〇
同 十一月		二、一〇	一、九〇	二、二〇
同 十二月		二、二〇	二、〇〇	二、三〇
明治三十三年三月		二、四〇	二、一〇	二、四〇
同 四月		二、六〇	二、三〇	二、六〇



年次	種目	東京			大阪		
		最高	最低	平均	最高	最低	平均
同 七月		二七〇	二四〇	二七〇			二七〇
明治三十五年三月		二五〇	二二〇	二五〇			二五〇
同 六月		二三〇	二〇〇	二三〇			二三〇
同 十月		二一〇	一八〇	二一〇			二一〇
同 十二月		一九〇	一七〇	一九〇			一九〇

備考  
本表は金融事項参考書に依る  
割引及貸付利子は本店利子歩合による

六、全國金利表

年次	種目	東京			大阪		
		最高	最低	平均	最高	最低	平均
明治三十年		一三八六	〇九六八	一三八六			一三八六
同 三十一年		一四五〇	一〇四六	一四五〇			一四五〇
同 三十二年		一二九〇	〇八八〇	一二九〇			一二九〇
同 三十三年		一四一〇	〇九八〇	一四一〇			一四一〇
同 三十四年		一四四〇	一一六〇	一四四〇			一四四〇

同 三十五年	一三九〇	一〇〇〇	一一〇九
--------	------	------	------

備考  
本表は金融事項参考書に依る  
本表金利は貸金利息なり

七、東京及大阪金利表

年次	種目	東京			大阪		
		最高	最低	平均	最高	最低	平均
明治三十年		三二六	二五五	二七九	三五〇	二二〇	二八八
同 三十一年		三三四	二七五	三〇九	三八〇	二五〇	三〇六
同 三十二年		二九三	二〇〇	二四四	三三〇	一八〇	二二八
同 三十三年		三四〇	二四三	二九八	三五〇	二三〇	三〇二
同 三十四年		三五六	三〇二	三二四	三四〇	二六〇	三一〇
同 三十五年		三三〇	二〇〇	二八三	三二〇	一九〇	二四九

備考  
本表は金融事項参考書に依る  
本表金利は東京にありては貸附金利息を採り  
大阪にありては抵當貸附金利息を採る但し大阪の金利は千圓以上萬圓



八、手形交換高表

年次	地名	東京	大阪	横濱	神戸	戸京	都
明治三十年		五五二、八九〇 <small>千円</small>	一六〇、九六七 <small>千円</small>		二七、六三三 <small>千円</small>		
同三十一年		七九〇、二四七	二二五、九八〇		一〇〇、八四三		六九、〇三四
同三十二年		一、〇九五、八〇五	三七六、八五三		一一五、九一四		一三三、六一六
同三十三年		一、四〇五、四四九	五二三、五五二	三四八、三〇六	一六八、二二八		一六七、五六六
同三十四年		一、二六八、七〇二	五二八、一二三	三九〇、五一六	二〇二、六五三		一四五、九〇五
同三十五年		一、三五〇、七九一	六六三、六五九	四一六、二二六	二五一、六五六		一五五、九五七

備考 本表は金融事項参考書に依る

金融論終

製並論融金

發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館



明治三十七年五月廿五日印刷  
 明治三十七年五月廿日發行

定價金四拾錢

著者 佐々木祐二郎

東京市日本橋區本町三丁目八番地

發行者 大橋新太郎

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 飯田三千太郎

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舎第一工場



帝國百科學全書の發行は我國出版界に於ける實に空前の大事業なり、番に巻帙の浩濶なるが爲めにあらず、其内容に於ても然りとす、其全編の著者は悉く當代第一流の博士學士、述作する處は皆専門の科目、政治、經濟、法律、文學、理學、工學、農學、林學に亘り、方今世界の思想界と物質界とに於る總ての最も進歩發達せる理論と事實とを網羅す。彼の大英百科全書が世界に於て萬種の事物を最も完全に網羅せる圖書とせば、帝國百科學全書は少くも日本帝國の「エンサイクロペヂヤ」なり、而かも彼れは全部の價貳百圓許にして此れは全部二百卷の價僅かに六拾五圓のみ、蓋し巻帙の浩濶と内容の精選と各學科の具備とに加へて其代價の比較的廉なることに於て古今無比なるべし。宜なり本書が噴々たる世上の高評を博し、毎卷皆數版乃至十數版を重ねることや、今や豫期の順序に因り其百餘編を發行するに至る、且別に醫學新書、商業叢書、工業叢書等各専門の全書を發刊せりと雖も、社會の進歩は更に各學科の微細に入り、日に進み月に磨き、分類に加ふるに分類を以てし、猶向後刊行する所の本書に待つや少なからざるものあらんとす、本館亦益々奮つて之か完成に励め、以て能く社會の森羅萬象は、盡く網羅して遺憾なからんとを期す。

Table listing 15 volumes with titles like '世界文明史', '日本新地理', '肥田肥料學', '宗敎哲學', '新選算術', '農産製造學' and authors like '高山林次郎君', '佐藤傳藏君', etc.

Table listing 19 volumes with titles like '法律汎論', '新撰代數學', '地質學', '新撰幾何學', '森林學', '國民私法', '國際公法', '倫理學', '日本歷史', '民事訴訟法', '日用化學', '商法', '民法', '財政學', '西洋哲學', '日本帝國憲法論', '近世美學' and authors like '熊谷直太君', '高木貞治君', '佐藤傳藏君', etc.



第五十四編	畜產各論	農學士 田口晉君著	第七十三編	近世氣象學	理學士 岡田武松君著
第五十五編	森林保護論	農學士 新島善道君著	第七十四編	教育學	文學士 熊谷五郎君著
第五十六編	國法學	法學士 岸崎昌君著	第七十五編	農政學	農學士 石坂橋樹君著
第五十七編	船舶學	農學士 井上正賀君著	第七十六編	農藝化學	農學士 井上正賀君著
第五十八編	應用化學	法學士 赤松梅吉君著	第七十七編	新撰解析幾何學	理學士 松村定次郎君著
第五十九編	星用化學	工學士 蜂屋貞興君著	第七十八編	新撰日本文典(上下)	文學士 岡田正美君著
第六十編	農用器具學	理學士 須藤傳次郎君著	第七十九編	議會及政黨論	法學士 菊池學而君著
第六十一編	新撰三角學	農學士 西村榮十郎君著	第八十編	土地改良論	農學士 上野英三郎君著
第六十二編	有機化學	理學士 松村定次郎君著	第八十一編	獨逸文章論	文學士 青木昌吉君著
第六十三編	邦語獨逸文典	理學士 龜高德平君著	第八十二編	佛蘭西文典(上下)	文學士 松井知時君著
第六十四編	無機化學	文學士 青木昌吉君著	第八十三編	東洋歷史	文學士 幸田成友君著
第六十五編	新撰微積分學	理學士 眞島利行君著	第八十四編	行政裁判法論	法學士 小林魁郎君著
第六十六編	世界宗教史	理學士 松村定次郎君著	第八十五編	行政法論	法學士 小原新三君著
第六十七編	增訂世界栽培各論	文學士 加藤玄智君著	第八十六編	養蠶及製絲論	農學士 井上正賀君著
第六十八編	農業經濟學	農學士 田中節三郎君著	第八十七編	心學	文學士 速見 澁君著
第六十九編	經濟學	農學博士 橫井時敬君著	第八十八編	銀行新論(附外國貨幣)	法學士 野口弘毅君著
第七十編	應用機械學	農學博士 澤村 眞君著	第八十九編	行政法各論	法學士 小原新三君著
第七十一編	應物學新論	法學士 池袋秀太郎君著	第九十編	家禽學	農學士 月田藤三郎君著
第七十二編	植物學	工學士 重見道之君著	第九十一編	支那哲學史	文學士 中内磯一君著

第九十四編	園藝通論	農學士 高橋久四郎君著	第九十八編	現代露西亞	法學士 須崎芳三郎君著
第九十五編	衛生學	仙臺醫學專門學校教授 須田勝三郎君著	第九十九編	金作改良論	法學士 佐々木祐二郎君著
第九十六編	刑訴法論	法學士 溝淵孝雄君著	第一百編	稻作改良論	農學博士 橫井時敬君著
第九十七編	▲一名飲食嗜好物日用品檢查法				
第九十八編	新撰物理學(上下)	理學士 會田龍雄君著	第一百十一編	工業政策	法學士 窪田隆次郎君著
第九十九編	世界宗教制度論	理學士 奧村英夫君著	第一百十二編	世界殖民政策	法學士 山内正暎君著
第一百編	日本文明論	文學士 大町桂月君著	第一百十三編	新撰應用重學	農學博士 大森順造君著
第一百一編	水產學	農學士 塚本道遠君著	第一百十四編	日較本儒學	理學士 劉屋他人次郎君著
第一百二編	支那院法	農學士 井上正賀君著	第一百十五編	比較神學	文學士 久保天隨君著
第一百三編	露國法	法學士 工藤重義君著	第一百十六編	進本文化論	文學士 高木敏雄君著
第一百四編	最近國法	法學士 淺井虎夫君著	第一百十七編	兒童文化	文學士 十時 彌君著
第一百五編	政治地理學	法學士 須崎芳三郎君著	第一百十八編	兒童心理學	理學士 吉田弟彦君著
第一百六編	外交史	法學士 原田豊次郎君著	第一百十九編	兒童心理學	文學士 松本孝次君著
第一百七編	學史	法學士 山木信博君著	第一百二十編	兒童心理學	文學士 大町桂月君著

每月二回刊行 每卷紙數約三百廿頁 全部二百卷總紙數約六萬五千頁

正價 並製 (並大判洋裝) 稅郵 宛錢八冊一

特製 (美字金洋) 稅郵 宛錢拾冊一



九十編 銀行新論

法學士 野口弘毅君著

- 第一編 汎論
第一章 銀行の定義
第二章 銀行の作用
第三章 銀行の種類
第四章 銀行の組織
銀行の多少
銀行の大小
支店と特立との得失
第二編 銀行各論
第一章 紙幣發行銀行
第二章 商業銀行
第三章 貯蓄銀行
第四章 農業銀行
第五章 動産銀行
第六章 信用組合
第三編 外國爲替
第一章 外國爲替の起原
第二章 國際間貸借起因
第三章 爲替相場説明
第四章 正貨輸送點以外の爲替相場
第五章 爲替相場の建方
第六章 全逆戻正法
第七章 間接爲替
銀行は經濟界重要の機關にして一日も之を缺くべからず、然れども其由來性質組織作用及營業の方法を知らず、悉せざれば之を利用して便益を受くる事能はざるべし、而かも從來之れに關する良書なきは吾人の夙に遺憾とする處にして、本書の著亦此缺を補はんが爲めなり、書中收むる所先づ銀行の定義を下し次に其作用、種類及組織等を論じ、最後に紙幣發行銀行等を評論し考證豊富立論正確毫も難解の虞なく凡そ銀行に關して知らんと欲する事項は細大漏す處無し

二十編 商法汎論

法學士 添田敬一郎君著

- 第一編 緒論
商法の位置
商及び商學の分類
商法及び之に適すべき法律
商法の沿革
第二編 商の主體
概説
商行為能力
商業登記
商號
商業帳簿
營業所
商人
商業補助人
會社
第三編 商の客體
總則
買賣
交互計算
匿名組
第四編 手形
總則
爲換手形
約束手形
小切手
第五編 海商
船舶
船舶所有者
船員
運送
海損
保險
船舶債權者
第六編 運送
第一章 總論
運送者の權利義務
運送人の種類
運送業者の定義
運送業者の承諾義務
運送契約
運送業者に對する物品の引渡
運送行為に關する運送業者の義務
運送品に對する運送業者の責任
第二章 運送業者の運送品引渡
第三章 運送業者の權利
第四章 共同海損
第五章 共同海損の定義
第六章 共同海損問題の管轄權
第七章 旅客運送
第八章 旅客たる資格の終了等
第九章 旅客たる資格の終了等
第十章 接續線の運送業者
第十一章 成文法と慣習法
第十二章 成文法の淵源
外十八

四十編 稅關及倉庫論

法學士 岸崎 昌君著

- 第一編 稅關
第一章 稅關の概念
第二章 稅關と通商條約
第三章 稅關の管掌及組織
第四章 稅關
第五章 噸稅
第六章 各種手数料
第七章 戻稅及交付金
第八章 船舶
第九章 貨物
第十章 保稅倉庫
第十一章 關稅警察及規則處分
第十二編 倉庫
第一章 倉庫の概念
第二章 倉庫と商業
第三章 貨物の保管
第四章 預證券及買入證券
第五章 貨物の出庫
第六章 競賣及質權者の請求權
第七章 附隨的業務
第八章 英佛の倉庫業
第九章 倉庫業と銀行業
外に制裁等三節
序論
第一章 保險の歴史
第二章 保險の本質
第三章 保險の形式
第三章 保險技術論
第一章 危險豫定の事實
第二章 損害分配の技術
第四章 保險法論
第一章 保險契約法論
第二章 保險業法論

九十編 保險通論

理學士 與村英夫君著

- 第一編 緒論
船舶の變遷及種類
噸數吃水及節
經濟的及法律的
第二章 海運業の沿革及特質
第三章 船舶所有權の取
第四章 船舶所有權の登記
第五章 船舶の國籍及登記

五十編 船舶論

法學士 赤松梅吉君著

- 第一章 船舶の變遷及種類
第二章 噸數吃水及節
第三章 經濟的及法律的
第四章 海運業の沿革及特質
第五章 船舶所有權の取
第六章 船舶所有權の登記
第七章 船舶の國籍及登記
第八章 海上保險
第九章 船舶債權者







商業叢書既刊目錄

農商務省 佐藤顯理君著

貿易事情

特製 八拾五錢 並製 六拾五錢 郵稅拾四錢

前編 外國貿易の大勢
緒論
第一章 亞細亞洲
支那○英領印度○香港○韓國○露領亞細亞○米領比律賓群島○暹羅○英領海峽殖民地並に佛領及蘭領印度
第二章 歐羅巴洲
英吉利○佛蘭西○獨逸○露西亞其他諸邦
第三章 亞米利加洲
英領加拿大○合衆國○墨西哥○南米諸邦
第四章 其他諸洲
澳大利○埃及及南阿非利加○米領布哇及其他諸國○在外帝國領事管轄區域○各國駐在帝國領事○内外貨幣度量衡比較表
後編 重要輸出入品概況
第一章 重要輸出品
工藝品○農産品○水産物○礦産物
第二章 重要輸入品
工業品○農産物○水産物○礦産物

法學士 森山守次君著

歐米商業實勢

特製 六拾五錢 並製 四拾五錢 郵稅八錢

上編 經濟的實勢の觀察
緒論
第一章 米合衆國 開國當時の米國○米國の國體○モンロー主義外三十四日
第二章 英吉利 英と米○英の過去貿易○之と近世との比較○所屬の商船等四十日
第三章 獨逸 フアトルランドの前途○海運業外三十一日
第四章 佛蘭西 坐商主義の結果等十一日
第五章 露西亞 露國の國體領域等十九日
第六章 白耳義 白耳義の盛運等九日
下編 經濟的實勢の局部觀察
緒論
第一章 金融 靜的金融と動的金融等廿日
第二章 外國貿易
第三章 取引所と市場
第四章 運輸 交通と各國勢力の消長等
結語

法學士 檀野禮助君著

國際貿易論

特製 六拾五錢 並製 四拾五錢 郵稅八錢

第一編 總論
第一章 國際貿易の觀念
第二章 國際貿易の沿革
第一節 沿岸貿易時代
第二節 遠洋貿易時代
第三章 國際貿易の趨勢
第四章 帝國の國際貿易
第二編 國際貿易の形式
第一章 國際貿易
第二章 輸出
第三章 輸入
第一節 國際貿易の機關
第二章 海上保險
第三章 外國爲替
第一節 外國爲替の意義
第二節 爲替相場
第三節 外國爲替の作用
第四節 爲替の計算法
第五節 爲替の仲立
第四章 世界各國貨幣度量衡

商業叢書既刊目錄

法學士 二宮基成君著

經濟學通論

特製 七拾五錢 並製 六拾五錢 郵稅拾四錢

經濟○慾望○財○効用及價格○財產○富○所得○財產制度○經濟制度○經濟學の定義
○經濟學の部門○經濟學と諸學科との關係
○經濟學の研究法
第一編 生産論
生産の意義○生産の種類○生産の三要素○生産要素の生産力○生産の機關○生産の進歩及制限
第二編 交換論
交換の影響及種類○買及物價○需用及供給○物價變動の原因○物價の變動が影響する範圍○金銀價格の變動○金銀比價の變動○貨幣○信用○恐慌○外國爲替○貿易○交通
第三編 分配論
分配の意義○分配を決定する力及分配の影響○地代○賃銀○利子○利潤
第四編 消費論
消費の意義○消費の種類○奢侈

法學士 後藤 勇君著

シンジケート及トラスト

特製 六拾五錢 並製 五拾五錢 郵稅八錢

第一編 總論
第一章 競争
第二章 大經營
第三章 企業組織の變革
第四章 企業家の聯合及合同の意義
第五章 全起因及動機
第六章 全目的
第七章 全形態組織
第八章 全効果
第九章 結論
第二編 獨逸に於ける「シンジケート」
第一章 企業家聯合(カールテル)の意義
第二章 全沿革
第三章 全成立要件
第四章 全目的及種類高級の企業家聯合
第五章 結論
第三編 米國に於ける「トラスト」
第一章 トラストの意義
第二章 トラストの沿革
第三章 トラストの禁遏
禁遏法律以後のトラスト等十章

理學士 藤田外次郎君著

商業數學

特製 七拾五錢 並製 五拾五錢 郵稅八錢

第一編 純正數學
檢算法—加法—減法—乘法—除法—百分算—省略—加法及減法—乘法—除法—開平方—開立方—普通級數—等差級數—等比級數—二項法—對數—理論對數—常用對數—得數の精密の度—確からしさ—加法及び乘法—一般の定理
第二編 商業數學
緒論○概念○貨幣○損益○破産○手数料及び口錢○運賃及び倉敷料○租稅○利息算○銀行事業及び計算○外國爲替○放銀○仕拂期日平均法○差引勘定仕拂期日平均法○殘高○交通計算○會社及び會社決算○年金算—確定年金—生命年金—保險—海上保險—共同海損—單獨海損—火災保險—生命保險

3/9/34



商業叢書既刊目錄

法學士 勝部國臣君著

實用手形法釋義

特製 四拾錢 並製 參拾錢 郵稅八錢 郵稅六錢

- 第一章 總則
  - 手形の種類の事〇總て手形に署名したる者の負擔すべき責任の事……外十項
- 第二章 爲替手形
  - 第一節 振出
  - 第二節 裏書
  - 第三節 引受
  - 第四節 擔保の請求
  - 第五節 支拂
  - 第六節 償還の請求
  - 第七節 保證
  - 第八節 參加
  - 第九節 參加引受
  - 第十節 拒絶證書
  - 第十一節 爲替手形の複本及謄本
- 第三章 約束手形
  - 約束手形振出の要件の事〇支拂地の記載なき約束手形の事……外二項
- 第四章 小切手
  - 小切手振出要件〇自己指圖小切手の事其他

大山五郎君 加藤武男君共著

銀行法規及判決例

特製 六拾五錢 並製 五拾錢 郵稅拾錢 郵稅八錢

- 第一編 銀行に關する法規
  - 一般銀行法規……十一項
  - 特種銀行法規……二十二項
  - 諸規則……五項
- 第二編 書式
  - 貸附……十六項
  - 手形割引及荷爲換……九項
  - 當座貸越……五項
  - 諸預金……十七項
  - 爲換……四項
  - 雜……六項
  - 英文書式……十四項
- 第三編 判決例
  - 手形振出……八項
  - 手形裏書……十三項
  - 手形支拂……九項
  - 手形拒絶證書……五項
  - 手形償還請求……八項
  - 雜件 利息制限法を約束手形の支拂違約金として損害賠償額に適用したる場合……八項
  - 雜錄 全國各銀行資本金累年比較表等廿項

法學士 勝部國臣君著

實用商業會話

總クローズ特製小判 正價參拾五錢 郵稅四錢

- 第一編 單語
  - 數字〇天文〇地理〇人事〇時令〇飲食〇衣服〇住居〇器具〇玩具〇音樂及樂器〇官職爵位〇官衙學校〇陸軍〇海軍〇礦物〇動物〇植物
- 第二編 商業一般
  - 商用熟語〇商業會社〇代理〇銀行〇手形〇商業帳簿〇保險〇取引所〇賣買〇貨幣〇運送〇海商〇海損〇稅關事務〇商用略語及記號〇電話用語〇市況雜語
- 第三編 商業各部
  - 銀行に於て〇吳服店に就て〇貿易商店に於て〇新茶取引に關して〇生糸取引に關して〇食料品店に於て〇書籍店に於て〇時計店に於て〇小間物屋に於て〇陶器店に於て〇骨董店に於て〇洋服屋に於て〇靴屋に於て……外七章
- 第四編 商業雜件
  - 廣告書式〇廣告雜形〇廣告方例〇商用書式〇貼札及揭示用語〇電報文例

大坂通信 法學士 松永武吉君著

貯金要論

大判洋裝 並綴全一冊 四四六頁

- 第一章 正價金五拾錢 郵稅拾錢
  - 貯蓄の必要〇政府に於て郵便貯金を管掌するの理由〇郵便貯金制度の起源及沿革〇我邦郵便貯金の沿革及發達〇歐洲各國貯金の狀況
- 第二章 郵便貯金の收容
  - 郵便貯金の通常收容制度〇郵便貯金の特別收容制度
- 第三章 國債證券代買制度
  - 國債證券代買制度の効益〇歐洲各國に於る國債證券代買制度〇英國〇法國〇德國〇歐洲各國に於る國債證券代買事務の成績
- 第四章 郵便貯金の運用
  - 緒論〇英國に於る貯金運用制度〇澳大利亞に於る貯金運用制度
- 第五章 其他各國に於る貯金運用制度〇白耳義國に於る貯金放棄制度〇我邦に於る郵便貯金運用制度〇括論
- 第六章 郵便貯金振替計算方法
  - 汎論〇郵便貯金振替計算方法の利益〇英國郵便貯金小切手振替計算制度〇奧國に於る郵便貯金小切手制度成績
- 第七章 貯金獎勵の方法
  - 貯蓄心の養成〇貯蓄力養成
- 第八章 生命保險及年金制度
  - 生命保險の効益〇英國に於る生命保險及年金制度〇白耳義國に於る生命保險及年金制度〇獨逸に於る生命保險制度〇我邦に於る生命保險事業

フランク、エー、ブアンダーリッヅ著 齋藤修一郎君譯

米國商工大勢論

大判洋裝並綴 正價貳拾五錢 郵稅六錢

米國の商工業は全世界を侵略して例證若々眼前に現はる列國の商戰場に角逐せんとする我邦商工業家は必ず這般の大勢を熟知するを要す是れ齋藤前商務次官が米國前大藏次官バンダーリッヅ氏の此書を譯して公にせられたる所以にして、世界商工業の大勢を具さに論究して盡せり非上伯、藤田農商務次官、淺田逓信總務長官等皆推賞措かず雙館に懸懸して之を出版せしめらる實に近世出版界稀に見るの良書也

濱口吉右衛門君著

日本商工政策

大判洋裝並綴 賣價金拾五錢 郵稅六錢

- 前編 歐米諸國との比較
  - 第一章 米國論 四節
  - 第二章 英國論 五節
  - 第三章 獨逸論
  - 第四章 露國論
  - 第五章 我帝國（我國）と
- 後編
  - 第一章 我帝國（我國）と
  - 第二章 我商工政策
    - 商業〇工業〇運輸交通其他
    - 商工政策の確立〇關稅權の恢復〇實業教育の獎勵〇國民風習の振作〇商工業上の日清同盟〇我工業の方針〇移民政策〇資本の供給



増井増次郎君著

# 銀行行政策

大判總クローリス  
全一冊 總紙數  
四百十六頁

正價金壹圓

郵稅拾貳錢

## 第一編 銀行本論

- 第一章 銀行業の本源
- 第二章 銀行業務の発達
- 第三章 信用器具の種類
- 第四章 資本の媒介
- 第五章 經濟上に於ける「銀行の自由」
- 第六章 中央銀行の特許権并に發行獨占權の發達
- 第七章 多數銀行制と中央銀行制との得失

## 第八編 私立銀行制と國有銀行

- 第九章 引換準備法
- 第十章 發行銀行の債務準備
- 第十一章 割引
- 第十二章 割引券
- 第十三章 金打歩
- 第一編 銀行史論
- 第二章 英吉利國銀行策
- 第三章 佛蘭西國銀行策
- 第四章 獨逸國銀行策
- 第五章 合衆國銀行策

本書は著者が中央銀行に在りて多年の研究と實驗とより得來りし滿腹の經驗を發揮せるもの、從來我國に於て銀行に關する著書は、英米の銀行業務に關するもの多く、我國の實際には頗る遺憾の點多きに密み、銀行行政の理論實際并に歴史を詳述し、以て現下世上に續存する財政及經濟の各問題に對し、最も適切なる參考書たることを期せり、故に銀行家、會社員、政治家、政治家等は必ず一讀せざる可らず、且つ行文簡潔流暢にして、複雑せる銀行行政上の諸問題は本書に依りて容易に領解せらるべし

増井増次郎君著

# 銀行實踐法

大判洋裝並綴  
正價金六十錢  
郵稅拾錢

内外の交通愈々開け經濟界の競争益々劇甚の加ふる今日に方り、尤も忽にすべからざるは金融機關の設備にして凡そ商工業の發達産業の興廢皆之が補助に由らざるなく、其經營の良否は實に國家經濟の消長に關す、本書收むる處商法、民法、各銀行條例を始とし特別銀行定款其他尙も該事業に關する一切の法令細則を網羅分類し且各條尾に餘白を存して、他日改正増補等ある毎に其挿入に便せり、故に各銀行會社員は勿論、實業界に従事する者の必携すべき良書なり

戸田翠香君編

# 銀行法典大全

大判總クローリス  
全一冊 總紙數  
千二百十頁

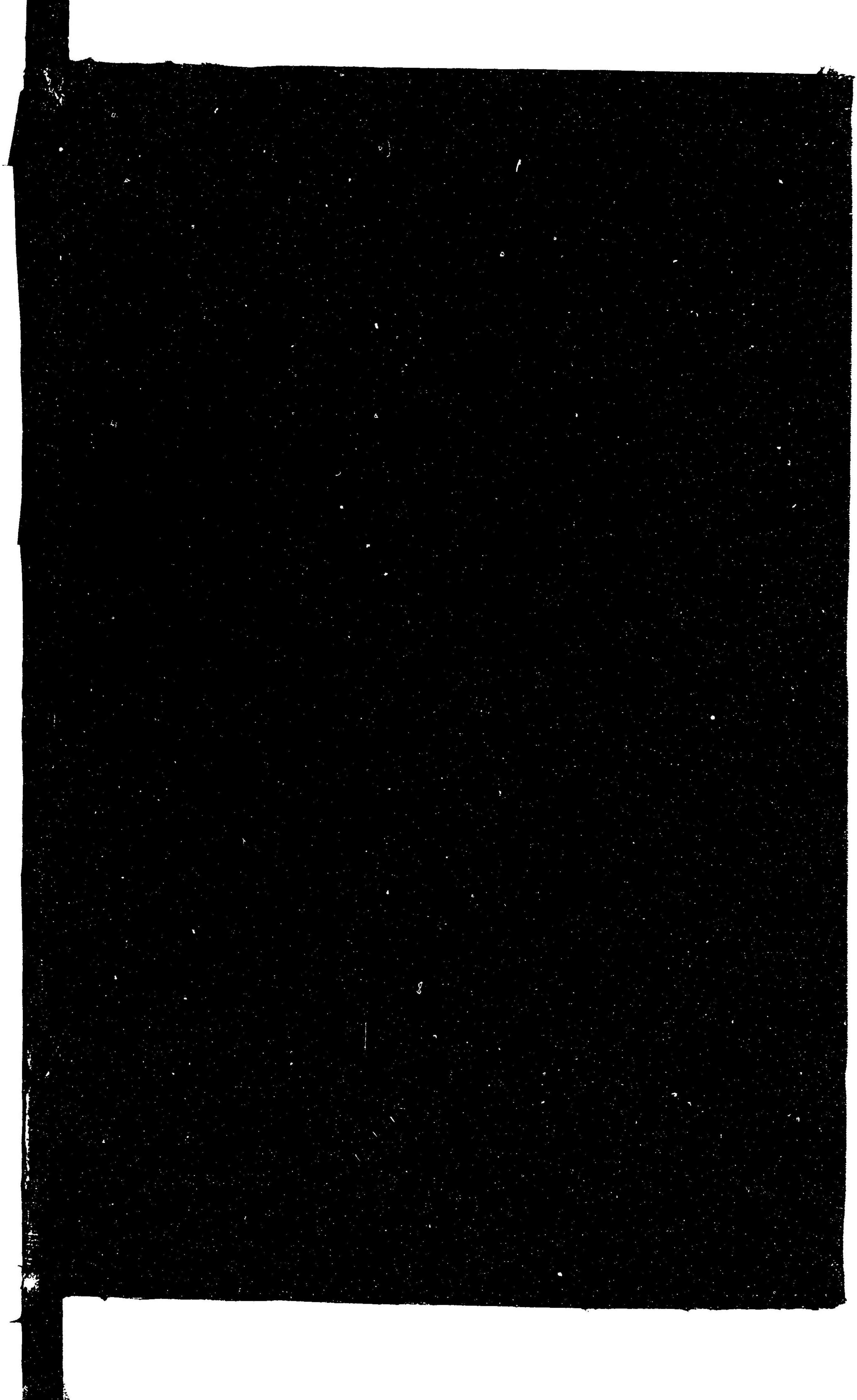
賣價金七拾錢 小包送料拾五錢

今や私立銀行の設立夥しく増加し、勸業銀行、農工銀行等金融機關の整備日に完からんとす、然れども各銀行の由來、性質、組織、作用、營業の方法及び之に關する各種の法規等を知らざれば、其効能を全くしがたし、本書著者久しく身を大藏省銀行局に奉じ、世に此等の要件を詳述したる尙なきを憂ひ、公務の餘暇此書を編す、凡そ各種の銀行に關し、世人の知るを要する事項は、細大詳述して漏らすことなし



78  
3







041078-000-1

78-3

金融論

佐々木 雄二郎/著

M37.5

BDF-0236





